

# 文教福祉常任委員会

平成20年3月12日（水曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第11号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第12号 平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第18号 旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第21号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 陳情第 1 号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情について

## 出席委員（6名）

委員長 柴田 徹也

副委員長 景山 岩三郎

委員 神子 功  
委員 向後悦世

委員 林 一 雄  
委員 伊藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 明智 忠直

説明のため出席した者（25名）

教 育 長 米 本 弥 榮 子  
環 境 課 長 平 野 修 司  
健康管理課長 小長谷 博  
高 齡 者 福 祉 課 長 横 山 秀 喜  
学 校 教 育 課 長 及 川 博  
そ の 他 担 当 員 1 5 名

税 務 課 長 野 口 德 和  
保 險 年 金 課 長 増 田 富 雄  
社 会 福 祉 課 長 在 田 豊  
庶 務 課 長 浪 川 敏 夫  
生 涯 学 習 課 長 花 香 寛 源

事務局職員出席者

事 務 局 長 官 本 英 一  
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） 皆さん、おはようございます。

きょうはお忙しい中を文教福祉常任委員会ということでご出席をいただきまして、ご苦勞さまでございます。

このたび委員各位のご推挙をいただきまして、委員長を務めさせていただくことになりました。ふなれで力不足ではございますけれども、皆様のご支援、ご協力をいただきながら、この職責を精いっぱい務めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今回、本委員会に付託されました案件多数にわたっておりまして、多岐にわたっています。どうぞこの後、慎重なる審査をよろしく願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いいたします。

しばらく休憩をいたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 皆さん、おはようございます。

きょうは文教福祉常任委員会ということで、委員の皆さん方には早朝からご出席をいただきまして、大変ご苦勞さまでございます。なおまた、執行部の教育長はじめ、皆さん方には

本当に忙しい中、説明のためにおいでをいただきましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。

先ほど委員長が申されましたように、文教福祉常任委員会に付託されました15本の議案ということで非常に多いわけであります。きのうまで二つの常任委員会が終わりましたけれども、10本と9本というようなことで、ここの文教福祉常任委員会は、それだけ旭市の事業にとりまして大変大きな分野があるのかなと、そんなように思うところであります。

慎重なるご審議の上によりしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつに代える次第でございます。よろしくお願ひします。ご苦労さまです。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

厳しかった冬の寒さも幾らか春めいてまいりました。文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

柴田徹也委員長をはじめとする文教福祉常任委員会の皆様方には、日ごろからご指導、ご支援をいただいておりますことに対しまして、御礼を申し上げたいと思います。

本日は、議会より付託されました議案15議案と陳情第1号についてご審議をいただくことになっております。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決に

ついて、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第21号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての15議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら願いたいと思います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号、一般会計予算の社会福祉課が関係する部分について、前年度と大きく変わりました部分を中心にご説明を申し上げます。

予算書の18ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入の部分でございますが、11款分担金及び負担金のうち1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄3でございますが、保育所の運営費負担金の過年度分でございますけれども、これは徴収ができなかった部分を過年度分として計上させていただきましたが、19年度は現年分、過年度分と合わせまして計上をしてございましたので、19年度にはこういう分類がございませんでしたが、20年度は、それぞれここに表記をさせていただきました。ちなみに調定額631万円に対しまして、過年度分の徴収率37%を見込んでおります。

それから19ページ、12款使用料及び手数料、1項2目1節社会福祉使用料でございますが、これは飯岡福祉センター使用料で、議案第21号で使用料及び手数料条例の改正をお願いしているところでございますけれども、この改正後の額を見込み、計上をさせていただきました。

21ページをお願いしたいと思います。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金で、前年度から27.5%の増ということになっておりますが、これは説明欄2及び3、この負担金それぞれが19年度におきましては、23ペ

ーの国庫補助金の自立支援給付費統合補助金としてここに計上しておりましたものを、20年度におきましては、負担金に組み替えをしたことによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございますけれども、前年度比90.3%と大きく減額になっておりますが、これはただいま申し上げましたように、19年度には自立支援給付費統合補助金として計上しておいたものを、21ページの国庫負担金のほうへ組み替えをしたことによるものでございます。この科目の組み替えにつきましては、25ページ、27ページの県支出金、この関係においても同様でございます。

それでは、27ページをお願いしたいと思います。

14款県支出金、2項2目1節社会福祉費県補助金、説明欄7の障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金でございますけれども、これは激変緩和対策としまして19年度途中から出てきた事業でございます、通所サービスの送迎費の軽減、それから障害児交流スペースを確保するための事業に対する補助金でございます。この補助金につきましては、19、20年度、この2か年に限った補助金でございます、19年度は12月補正で対応させていただいておりますので、当初予算書には計上がなかったものでございます。

引き続き、歳出につきましてご説明を申し上げます。

89ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の説明欄5、あさひ健康福祉センター運営事業2,280万2,000円でございますが、旭市福祉協会への指定管理料でございます、前年比539万9,000円の増となっておりますけれども、これはパークゴルフ場がオープンすることに伴いまして、7月からパークゴルフ場に合わせまして、原則無休ということで営業をします。さらには営業時間の延長も考えておりまして、それぞれの人件費及び管理経費の増ということでございます。

90ページをお願いしたいと思います。

説明欄11の飯岡福祉センター運営事業2,504万2,000円でございますが、1,386万円の増となっているところでございます。これは、15節工事請負費としまして、施設全体の空調設備を改修いたします。福祉センター部分の空調設備の設置工事費を計上させていただきました。

91ページをお願いしたいと思います。

2目障害者福祉費3.3%の減でございますが、94ページ、説明欄13でございますが、自立支援給付事業、この減によるところでございます。そしてまた、93ページにお戻りをいただ

きたいんですが、説明欄11の障害者自立支援対策事業853万4,000円でございますが、歳入の説明で申し上げましたように、激変緩和措置としまして19、20年の2か年に限りまして通所、事業所への送迎サービスの利用者負担軽減、それと併せまして障害児交流及び相談スペース、これらを確保するための事業でございます。19年度は先ほど申し上げましたように、12月補正で対応をさせていただきました。

2項老人福祉費、1目老人福祉総務費で、社会福祉課が関係する部分についてご説明を申し上げます。98、99ページにかけての事業でございます。

説明欄4、長寿祝金支給事業から説明欄8、干潟シルバー活力センター運営費、これらにつきましては、大きく変わるところはございません。

続きまして、103ページをお願いしたいと思います。

3項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。104ページから105ページにかけての説明欄3の母子福祉事業で13節委託料でございますけれども、これは、母子を配偶者暴力等から守り、一時保護をするための施設入所費委託料を計上いたしました。1組、1年間分を計上しました。

それから、説明欄4のひとり親家庭等医療費等助成事業でございますが、これは支給件数の増によりまして、扶助費も増となっているところでございます。

続きまして、107ページでございますが、2目児童措置費でございますけれども、説明欄1の児童手当給付事業1,303万3,000円の増でございますけれども、20節扶助費の手当支給件数、これが増になっておることによるものでございます。

3目児童福祉施設費の大幅な減ということでございますが、平成19年度におきましては、中央児童公園のSL改修と、それからSLまつりを開催いたしました。これが19年度にはございましたので、20年度減となっているところでございます。

それから、108ページをお願いしたいと思います。

4目保育所費の1,346万1,000円の減でございますが、これは、減額になる事業といたしましては、説明欄1の保育所関係職員給与費、ここで4,000万円ほど、それから説明欄3、保育所運営費、これで5,200万円強の減ということで、反対に増となる部分といたしまして、新規に111ページ、説明欄4の保育所指定管理委託料が7,404万9,000円と、それから説明欄5、保育所施設改修事業で、保育所の耐震診断を受けまして、3保育所耐震補強工事の実施設計費300万円を計上いたしまして、それぞれ差し引きをした結果によるものでございます。

なお、保育所の施設の耐震診断の結果、耐震補強が可能な3保育所は耐震補強工事を、そ

れから補強によっては対応できませんという結果が出ております、飯岡地区3保育所と海上保育所、4つ保育所があるんですが、これらについては改築をしなければならないという結果になっておりますので、平成20年度中に財源確保を含めまして、整備計画の方向を決定してまいりたいと考えておるところでございます。

また、説明欄6の延長保育促進事業以下113ページにかけましての保育事業補助金、これらにつきましては、19年度におきましては私立保育所分は私立保育所次世代育成支援及び私立保育所保育対策等促進事業として計上してございました。20年度におきましては、それぞれの、ここにあります事業へ組み替えをさせていただきましたことによりまして、事業費それぞれが増額となっております。保育サービスや、それから事業費そのものが大きく変わってくるということではございません。

それから114ページ、後段の4項生活保護費でございますけれども、115ページ、2目扶助費におきまして、前年度比1,270万8,000円の減ということでございますが、これは19年度の実績見込額そのものを計上させていただいております。

以上で議案第1号の補足説明を終了します。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課所管の関係で議案第1号についてご説明させていただきます。

まず、歳入のほうで19ページをお開きいただきたいと思います。

12款使用料及び手数料、1項3目ですけれども、保健衛生使用料で海上健康増進センター使用料、それといいおかけんこうセンター使用料、これは使用料、議案第21号の関係で条例改正に伴う歳入を見込んだものでございます。

次に、歳出のほうについてご説明させていただきます。

予算書の127、128ページをお開きいただきたいと思います。

127ページには、母子保健費ということで歳出を計上させていただいております。それで、128ページをお開きいただきたいんですが、一番上段に妊婦一般健康診査委託料がございますが、これは母体や胎児の健康確保という若い夫婦世帯の負担軽減を図るために、公費負担による健診回数を従来2回だったものを、5回まで拡充してご利用していただくようになりました。それと、同じページですけれども、一番下のほうに説明欄の3で乳幼児医療費助成事業がございますけれども、これにつきましては、昨年通院医療費の助成対象年齢を4歳未満児まで引き上げたところがございますけれども、保護者の経済的負担の軽減と安心して子



育てを行える環境を整備するため、市単独事業としまして助成対象年齢を就学前児まで引き上げ、子育て支援策を拡充することといたしました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第1号中、保険年金課の所管のうち後期高齢者医療制度のスタートに伴う部分について補足説明を申し上げます。

26ページをお開きください。

14款県支出金、1項2目民生費県負担金の2節老人福祉費県負担金の説明欄になります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金6,402万4,000円は、後期高齢者に保険料を賦課する際に低所得者に対して軽減措置を行ったものについて、いわゆる軽減分についての県の負担分でございます。

次に、歳出について申し上げます。

100ページをお開きください。

3款民生費、2項2目後期高齢者医療費の説明欄をご覧ください。2番目の広域連合負担金2,931万5,000円でございますが、これは、平成20年度から本格稼働となる千葉県後期高齢者医療広域連合について、その関連経費を県下56市町村で分担することから旭市分を計上するものでございます。

3番目の後期高齢者医療特別会計繰出金4億1,459万6,000円でございますが、これは、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すルール分の計上でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第1号の中で高齢者福祉課に関する事業で主なものだけをご説明したいと思います。

予算書の97ページをお願いします。

97ページの一番下、3番です。老人保護扶助費6,453万9,000円、この事業ですが、措置分です、昔からやっています老人の措置分。これを予算的には37人分を見込んでいます。

併せて歳入のほうを見ていただきたいんですが、18ページのほうをお願いします。

18ページの一番下のところです。11款分担金及び負担金、民生費負担金の1節老人福祉費負担金、老人施設入所者負担金です。これが888万4000円、これは措置された人たちの中で負担金を収入に応じて納めるようになるんですが、その分の歳入を見込んでいます。

続きまして、歳出のほうに戻ります。100ページをお願いします。

100ページの一番下のところです。3目の生活支援費、この中で事業、説明欄の1番、地域包括支援センター運営事業1,152万9,000円の歳出です。これにつきましては、特別会計の介護保険事業会計で処理せず、一般会計で行っているといいますのは、地域包括支援センターが要支援1、2の対象者、この人たちに関してのケアプランを作成をして、作成した分につきまして請求ができる、ケアプランの作成料を請求できるという、いわゆるケアマネジャーがいるところの居宅介護支援事業所の事業所のような事業をここで行っています。

それで歳入のほうにつきましても併せて見ていただきたいんですが、37ページをお開きください。

37ページの雑入の14番です。介護予防サービス計画費収入ということで、1,817万1,000円、これが財源になります。それで、100ページのほうに戻っていただきたいんですが、歳入が1,817万1,000円ありまして、この地域包括支援センターの事業費が1,152万9,000円です。したがって、歳入超過ということになります。この歳入超過の分につきましては、包括支援センターの職員の人件費、こちらのほうに充当するということになります。

それで、13の委託料ですが、歳出のほぼこの部分に当たるんですが、介護予防給付ケアプラン作成委託料ということで、地域包括支援センターの職員だけでは要支援1、2の介護プランを全部立て切れません。したがって、民間の居宅介護支援事業所のほうに委託ができるということになっております。その部分が1,125万9,000円、それ以外の部分は包括の職員がケアプランを立てているといったような事業になります。

続きまして、次の説明欄2番の生きがい活動支援通所事業950万6,000円、これは去年と変わらない事業ですが、変わった部分につきましては、海上支所の利用料、これが委託先が社会福祉協議会とやすらぎ園等の事業所に委託しているんですが、社協の海上支所に委託している分についてはおふろがないということで、ほかの委託内容と若干違くと、それと利用料が高いというようなことが出ていました。したがって、利用料の一部を少し引き下げまして、今まで500円をいただいていたんですが、300円ということで改定してございます。

続きまして、次の102ページの6番をお願いします。

緊急通報体制等整備事業ということで950万1,000円、これにつきましては、緊急通報の分として、13委託料ですが、238台分を予定しています。

続きまして、20の扶助費ですが、老人日常生活用具扶助費ということで、ひとり暮らし等の方々を対象に火災警報器、これの補助をするということになっています。

続きまして、7番目の介護老人福祉手当支給事業、これは介護度が4、5のねたきりの人たちの介護に当たる方に対しての手当ということになります。月額1万650円を対象者221人と見込んで予算を計上してございます。

続きまして、一つ飛びまして9番の地域ふれあい交流事業、これにつきましては閉じこもり防止ですとか地域コミュニティを推進するという目的で、社会福祉協議会の下部組織であります地区社会福祉協議会というのが市内に16ございます。その16の地区社会福祉協議会に対して委託をするというような事業になっております。

103ページ、介護保険費のほうの説明欄3、介護保険事業特別会計繰出金ということで4億6,253万6,000円、内訳ですが、繰出金の1つ目の介護給付費繰出金、これは介護給付費の12.5%を市が負担するものです。2つ目の地域支援事業繰出金、これも地域支援事業が2種類ございまして、介護予防事業に対する市の負担金が12.5%、もう一つが包括的支援事業と任意事業に対する市の負担金が20.25%分、これをそれぞれルール分を負担するものです。3つ目は、事務費の繰出金ということで、全額を市からいただくというようなことになっていきます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課の議案第1号の所管部分を申し上げます。

本会議で説明していない部分について申し上げます。

歳入についてです。

これは全体的なものとしては、対前年度1.2%増となっております。内容としましては、循環型社会形成推進交付金、これは合併浄化槽ですけれども、この分が新規分が24万円から12万円に減額になることや申請基数の減を見込んでおります。反対に増となるものとしましてはリサイクル資源、これは雑入に入るものですが、これは相場が現在高いことから約54%増と見込んで、全体で1.2%増となるものでございます。

具体的には19ページです。12款1項3目の衛生手数料、これは説明欄3番、火葬場及び火葬施設使用料でございます。これは18年度実績に基づいて算定してございます。

次が21ページになります。12款2項2目の衛生手数料、これは2.2%増を見込んでいます。この増の主なものとしましては、2節衛生手数料の中の塵芥処理手数料、これは、ごみ袋の販売については若干減を見込んでおりますけれども、ごみ処分分、これを増と見込んでおります。これも実績に基づいて見込んでおります。

次が23ページ、13款2項3目の衛生費国庫補助金、これは先ほど申しあげました合併浄化槽の関係でございますけれども、新設分の交付金減額や申請基数の減を見込んでいるためでございます。減額率としては39%を見ております。

次が28ページから29ページで、これは衛生費県補助金でございます。これは、やはり合併浄化槽で国・県・市という3分の1ずつの負担割合ですので、これも減として見込んでおります。

歳入のほうで最後ですけれども、37ページの雑入の中の説明欄8番、リサイクル資源売払収入、これは先ほど言いましたように増を見込んでおります。これは本年度実績を算定にして増として見込んでおります。

次に、歳出のほうに入ります。

歳出の全体の関係でございますけれども、環境衛生費では対前年7.1%の減です。減の主なものとしては、東総地区広域市町村圏事務組合負担金、それから合併浄化槽設置事業での補助金の減が主なものでございます。

ページ数から申し上げます。129ページから130ページをお願いします。

その中の説明欄の2番、東総地区広域市町村圏事務組合負担金でございます。前年度が2,416万6,000円であったものが1,546万円でございますけれども、これは広域ごみの施設候補地の白紙化に基づいて、当初予定されていた事業が減ったものでございます。

次が、ちょっと飛びまして133ページ、8番のごみの減量化推進事業でございます。これは、対前年度に比べますと69.4%の増となっております。

内容でございますけれども、電動生ごみ機、それからコンポストですか、これについて現在助成しているものですが、助成額をこちらのほうは減らしてございます。電動生ごみ機については2万円から1万5,000円へ、生ごみ機、コンポストについては2,000円から1,500円という、これは現在、申請数の減等もありまして減額としております。その代わりとしまして、新しい新規事業でございますけれども、資源ごみの集団回収事業を20年度考えております。これは、具体的には指定業者と自主的に実施する地区団体が話し合い回収するものです。回収量の実績に応じて市からキログラム5円の補助金を助成するものです。これを行うことにより、資源ごみのリサイクル化、減量化を図っていくものでございます。

次が同じ133ページ、9番でございます。犬猫の不妊去勢手術普及事業です。これについては制度の見直しを行っております。今までは犬1頭、猫無制限という形で助成していたものですが、これについて、20年度は基本的には1世帯当たり2頭または2匹という制

限を設けたいと思っております。また、補助額については1頭、1匹当たり5,000円から3,000円という形になります。これは、この近辺ではやっている所がなくて、旭市独自の事業としてやっていたものですけれども、愛犬といいますか愛猫ですか、個人的なものもありますので、そういう形で見直しをしております。

次が135ページから136ページの5目公害対策費です。対前年度比37%の減の内容でございますけれども、これは地球温暖化対策推進実行計画を策定しております、これが本年度終了しますので、減となります。

次に、138から140ページまでの説明欄3番、塵芥処理施設運営費でございます。これは、全体では2.9%の減です。この予算はクリーンセンター及びグリーンパーク施設に係る運営費分を主なものとしております。20年度の主なものとしては、最終処分場の延命化を図るための可燃性粗大ごみ破砕機を導入します。これによりまして、破砕ごみ等の木材類を破砕して焼却できるものと、減量化が図られるものと考えております。

次に、ごみ計量受付窓口は現在左側にありますが、これを右側にプレハブ棟を設置して、通行車両等の混雑の緩和を図っていきたく思います。

そのほかとしましては焼却施設改修工事、現在、焼却施設建築後16年が経過しております、焼却炉及び附属施設の劣化が著しいことから、定期的な修繕を行っていくものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育委員会庶務課から補足説明を申し上げます。

庶務課では、教育費のうち1項教育総務費、2項の小中学校費、3項の中学校費のうち、その中で13事業を予定しております、その合計が15億5,500万円ということでございまして、昨年度が約19億円でございますので、3億4,400万円程度の減を予定しております。これは、昨年度と比べると18.1%程度の減額になります。

それでは、主な事業についてご説明申し上げます。

歳出のほうで、226ページをお開き願いたいと思います。

小学校費のうちの説明欄4番の中央小学校の改築事業でございます。これに1,292万5,000円を予定しております。その内容につきましては、役務費に52万5,000円ということで、これは確認申請等の手数料を予定しております。

次の委託料につきましては、設計業務の委託料に970万円、これは校舎の解体等の設計も

含んでおります。それと、地質調査に90万円、これは3か所の調査を予定しております。次に、耐力度の調査に180万円となっております。

次の5番でございますけれども、矢指小学校の改築事業でございます。これに6,446万円を見込んでおります。まず、役務費の72万3,000円は確認申請の手数料を予定しております。

次に、委託料のうち設計業務委託料、これも解体を含んでおりますけれども、それに1,600万円、地質調査に90万円、測量の業務委託に100万円。

次に、公有財産の購入でございますけれども、矢指の校舎の北側にある土地、田んぼでございますけれども、5,560平方メートルについて購入をしたいということで、2,700万円ほど予定をさせてもらっております。

それと、負担金補助及び交付金でございますけれども、先ほど申し上げました土地につきまして、これが大利根土地改良区に加盟しておりますので、それらの土地の決済金、除外のための決済金に155万6,000円を予定しております。

それと、補償費でございますけれども、先ほど申し上げました土地の上にハウス等が建っておりますして農業をやっております。したがって、その補償費としまして1,728万1,000円を予定しております。

中央小学校、矢指小学校とも来年度につきましては調査、設計等をして、21年度、22年度で建築を予定しております。

続きまして、中学校費でございますけれども、232ページをお開きいただきたいと思います。

中学校費の説明欄4番、233ページでしたか、一番頭でございますけれども、第二中学校の改築事業でございます。これは19年度、本年度から継続して行うものでございまして、それに11億5,662万7,000円を見込んでおります。

まず、役務費の132万7,000円でございますけれども、これは校舎が新築になったときに、今の校舎を解体しますけれども、それに伴い、そこにある備品等の運搬費、新校舎へ運ぶ運搬費に100万円程度、それと確認申請、後に部室等の建築もございまして。そういったものの確認申請に32万7,000円を予定しております。

次に、委託料でございます。設計施行監理の委託料に1,030万円を見込んでおります。

次に、工事請負費でございますけれども、校舎の建築、改築が20年度は6割を予定しております。そのほか連絡路だとか、あるいは解体工事、部室の新築、植栽工事等を含めまして10億9,500万円を予定しております。校舎につきましては8億300万円程度、連絡路につき

ましては9,400万円、解体が9,700万円、部室の建築に7,000万円、植栽工事に1,300万円、それと屋外の運動場の整備に1,500万円程度を予定しております。

次に、公有財産の購入費に4,000万円を予定しております、二中に隣接する土地1,500平方メートル程度の購入を見込んでおります、それに4,000万円を予定しております。

次に、補償費でございますけれども、1,500平方メートルの土地を購入しようとするところがございますもろもろの財産の補償、そういったものをここで1,000万円ほど予定をさせていただきます。

以上でございます。

それで、あと歳入でございますけれども、現在の二中の事業につきまして歳入がございます、24ページでございます。その二中の改築工事に伴う歳入が2億200万円、24ページの中学校費、国庫補助金のうち安全・安心な学校づくり交付金というところに予定しております2億200万円が、それに充当したいということで予定しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課所管の主な事業について補足説明をさせていただきます。

予算書の220ページをご覧くださいと思います。

220ページ、説明欄の11をご覧ください。沖縄交流事業でございます。これは、旭市と沖縄県中城村の児童が相互に訪問し、相互理解と友好親善、交流を図るとともに豊かな人間性、社会性を培い、視野の広い人材の育成を目的とするものであります。平成20年度は、7月に2泊3日で豊畑小、三川小、飯岡小の5年生20名が沖縄を訪問し、中城村の小学生と交流を図るとともに沖縄県内の文化遺産、遺跡等を見学する予定であります。

なお、中城村の児童については、平成21年2月に本市を訪問する予定であります。

続きまして、228ページをご覧くださいと思います。

228ページ、説明欄6をご覧ください。小学校教諭補助員配置事業でございます。本事業は、心身に障害を持ち学習活動上の支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級及び児童・生徒数が多い学級に対しまして、担任教諭をサポートする教諭補助員を配置し、個別指導の充実及びきめ細かな学習支援を行うものであります。平成20年度は中央小、干潟小、富浦小、矢指小、共和小、鶴巻小、嚶鳴小、三川小の8校に配置を予定しております。また、次期学習指導要領で導入されることとなりました小学校高学年の英語に対応できるよう、市内中学

校に配置のALTの活用と併せて補助員1名を配置し、小学校における英語教育の充実を図るものであります。

同じく説明欄7をご覧ください。小学校英語活動等国際理解活動推進事業でございます。事業費は106万8,000円とありますが、過日、県の教育委員会より連絡がありまして、78万円に減額するとの連絡がありました。ということで減額となる予定であります。

本事業は文部科学省の委託事業でありまして、小学校における英語活動等国際理解活動について指導方法の確立を図るため、地域の拠点校として三川小学校を指定し、ALTや地域人材の効果的な活用を図り、旭市及び近隣の教職員の英語力及び指導力の向上を図るものであります。

続きまして、229ページをご覧ください。

説明欄の8でございます。放課後児童健全育成事業でございます。本事業は、児童が下校後、家庭において保護を受けられない場合、児童の生活指導を行い児童の健全な育成と事故防止を図るための事業であります。対象は小学校1年生から3年生の児童であります。

平成20年度につきましては、昨年10月、萬歳地域の保育所及び現在の小学校1、2年生を対象としアンケート調査を実施し、結果5名の加入希望がありましたので、萬歳小学校にも開設する予定となりました。が、しかしながら、本年4月からの加入申し込み受付を実施しましたところ、加入希望者がなく、アンケート結果による加入希望者へ問い合わせをいたしましたところ、加入を見合わせるとの回答でありましたので、平成20年度も19年度同様、萬歳小を除いた14クラブの実施となる予定でございます。

続きまして、235ページをご覧いただきたいと思っております。

説明欄の6でございます。中学校教諭補助員配置事業でございます。これは先ほども申し上げました小学校教諭補助員配置事業と同様でありまして、20年度につきましては第二中学校、海上中の2校に配置を予定しております。

236ページをご覧いただきたいと思っております。

説明欄8でございます。課外活動支援事業でございますが、本事業は、選手時代の実績や支援者としての活動実績が顕著な地域の人材を指導員として登録し、中学校に派遣するものであります。平成20年度は課外活動指導員は24名予定されており、運動部8種目、文化部1種目、計9種目に派遣を予定しているところであります。20年度も課外活動支援の充実を図り、トップアスリートの育成や県、関東、全国で活躍できる選手につながるよう事業の充実、発展を図ってまいりたいと考えているところでございます。



以上で補足説明を終わります。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、議案第1号の中で生涯学習課所管の主な事業についてご説明申し上げます。

まず、243ページをご覧になっていただきたいと思います。

説明欄2番、文化振興事業3,324万6,000円です。これにつきましては、舞台芸術の場の提供として、演劇、コンサート、文化講演会、旭寄席など、市民参加事業としまして市民音楽祭、市民ミュージカル、文化祭など15事業を予定しているところでございます。平成20年度は、その事業の中で特に千葉県子ども合唱フェスティバルが本市で開催する予定となっております。また、NHK公開放送も昨年に引き続き予定されておまして、番組名は「それゆけ民謡歌祭り」でございます。

続きまして、261ページをご覧になっていただきたいと思います。

説明欄4番、大原幽学遺跡史跡公園管理費2,030万2,000円です。これにつきましては、遺跡史跡公園の維持管理を行う経費でございますが、20年度に新規事業としまして262ページ、17節公有財産購入費1,300万円を計上しました。これは、国指定遺跡となっております大原幽学先生が天保年間に耕地整理を行った水田につきまして、所有者から要望があることから文化庁、県との協議を受け取得する予定であります。購入予定面積は1万2,665平米でありまして、国庫補助金として補助率80%の1,040万円を見込んであります。

続きまして、262ページの中の説明欄5番、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業、大原幽学旧宅の破損や腐食の拡大を防ぐため、平成19年度から21年度までの3か年で半解体の修理を行うもので、平成20年度は2年目に当たります。20年度の事業としましては、屋根のふき替え、外壁、はり等の腐食損傷の修理、建具の修理などを行いまして、また、ふすま等の下張り文書については、文化庁の指示によりまして一部解体調査を行う予定であります。

なお、特定財源としまして、国庫補助金は補助対象額の2分の1、県補助金は4分の1を見込んでおります。

続きまして、264ページをご覧ください。

説明欄3番、264ページの一番下のほうですが、国民体育大会開催事業600万円は、平成22年に千葉県で開催される、ゆめ半島千葉国体の卓球競技会の開催準備を推進するため、国体旭実行委員会へ補助金を交付するものです。

続きまして265ページ、説明欄2番、社会体育施設管理費ですが、この予算は、総合体育

館を中心に野球場、テニスコートなど市内の社会体育施設の管理を行う経費でありまして、266ページ、中段15節工事請負費578万4,000円につきましては、総合体育館の冷暖房設備の心臓部に当たります吸収冷温水機の分解整備工事を予定しているところでございます。

続きまして267ページ、説明欄4番、総合体育館改修工事900万円でございますが、これは平成22年開催のゆめ半島千葉国体の卓球競技に必要な整備を行うもので、競技開催に必要な既存施設の改修については、県から2分の1の補助率で補助金が交付されます。県補助金での整備の主なものは、遮光カーテン設置工事、これは外光がメインアリーナに入らないように遮光カーテンを設置するものです。それと天窓改修工事、これも外光がメインアリーナに入らないように、天窓に遮光カッティングシートを張り付けるものです。それと2階の通路手すり改修工事、これはメインアリーナ2階、ランニングコースの東西部分が格子状となっている手すりを強化ガラスに変更するための工事になります。そのほか補助対象外としまして本管懸垂幕設置工事、樹木の移植工事を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 審査に入る前に質疑をさせてもらうわけですけれども、今、かなり細かく説明をいただいたこともありますし、また、もっと聞きたいという部分もありますので、進行上、款ごとに質疑をさせていただくことがよろしいかなというふうに思っているんですが、去年の例ですと、全体的に質疑をするということでしたけれども、区切りよくやったほうがいいのかというふうに思っているものですから、皆さんの意見を聞いていただいて、

それで自分もちょっと少し予定してきているものですから、皆さんの意見を聞いていただいて、どう進めたらいいのかどうか。私は款ごとにやっていただいたほうがいいのかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ただいま神子委員より、質疑は款ごとにしたほうがいいのではないかという意見が出ました。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 異議なし。

○委員長（柴田徹也） 異議なしと意見がございました。いかがでしょうか。

そのほかの意見がございましたら。

林委員。

○委員（林 一雄） 款ごとにやった場合に、執行部の皆様方は、関係ない課は退席をしてもらう、そういうことですか。

○委員長（柴田徹也） 他に異議がないようでございますので、款ごとということに進めさせていたいただきたいと思います。

それでは、所管事項について質疑がありましたらお願いいたします。

3款の民生費からお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） まず、私立保育所の113ページをお願いします。111ページから113ページにかけて私立保育所の補助金ということでありましてけれども、私立保育所は市内で何件くらいあるのでしょうか。それを聞きたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 私立の保育所ですね。6か所でございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この補助金に対して名目が全部違うと思うんですけれども、2,244万4,000円という補助金の合計があるんですけれども、これの中で、内訳の中でこの6か所の保育所に1か所大体幾らぐらいずついくんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 保育所によりまして、もちろんサービスを提供している内容が

違いますので、その内容によりまして補助金は交付されるということでございます。それと、もちろん利用する児童の数、そういうものが基本になってまいります。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 分かりました。そうすると、これは後で幾らぐらいいっているのかというの、各名目別には分かるでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 事業ごとに、それぞれ保育所ごとの補助金がいっている額というものは、これは分かります。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 次に生活保護費ですけれども、この生活保護費、これは何人ぐらいいて1か月どのくらい支給されているのかお聞きします。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） この予算書のページでいきますと、115ページから116ページにかけて一番下の扶助費の部分ですが、これは生活扶助で申し上げますと、この予算の見込みにおきましては226世帯、276人を見込んでおります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 104ページの委託料のところ、ちょっと1点だけお尋ねしたいと思います。

13節の委託料342万8,000円、これは家庭内暴力とか何かそういう件で、1件だけ予定しているという説明でしたけれども、実質は1件もないということでしょうか。ちょっと1点、お尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは昨年、いわゆる配偶者に対します夫からの暴力等で、どうしても一時保護をしたほうがいいという方々のための事業でございまして、昨年から、

こういうケースもあり得るだろうということで計上をさせていただいているところです。それで、昨年の5月には1組、正直ございました。それで、今、その方はもう市のほうへ帰ってきておりますので、実際には今ございません。ゼロでございます。

○委員（向後悦世） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） それでは、民生費につきまして、3点ほどお伺いをします。

まず、89ページなんですけれども、あさひ健康福祉センター運営事業なんですけれども、本会議の質疑でもお伺いしたんですけれども、先ほどの説明もございました、営業時間が多くなったり利用者が多くなるから、昨年度と比較しまして539万9,000円ほどの額を高く見積もっているというお話でございましたけれども、19年度の福祉センターの利用数と、これからパークゴルフ場が7月からできるわけでございますけれども、その人員が多くなると思うんですけれども、要するに来年の3月まで9か月の間、増になると思うんですけれども、人数としてどのくらいを見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

それと111ページになりますけれども、一番下の7番の一時保育事業なんですけれども、611万3,000円となっております。前年度と比較いたしまして137万円ほどの増でございます。これについての内容、例えばどこの保育所にこの増を持っていくのか、分かればお伺いをしたいと思います。

次に、最後になりますけれども、先ほど伊藤委員が質問されましたけれども、115ページの生活保護の扶助費なんですけれども、これは前年度と比較すると、やはり2.9%ほど減ということでございますけれども、ここに8扶助費がございます。8扶助費の今、生活扶助費だけをお伺いしましたけれども、残りの7扶助費についてと世帯数についてお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず89ページの福祉センターの関係からご説明をさせていただきます。

福祉センターのほうの年間の利用者はおおむね1万8,000人強ということで、1日60人程度の利用をいただいているところでございます。それで、今回営業日数を増やす、それから営業時間を増やすというような中で、利用者そのものについては、だいたい2割程度増える

だろうと、そういう予測で予算計上はさせていただいているところでございます。

それから、111ページの一時保育の関係でございますが、確かにここで増えております。それで、この実施をしている施設を申し上げますと、中央第三、それから三川、そしてあとは私立のほうでは、サンライズを除きます5保育所が一時保育を実施しているところでございます。それで、私立のほうの一時保育の利用人数はちょっと把握できておりませんが、中央、それから第三、これらにつきましては、だいたい1日60人くらいの利用があるところでございます。それで、一時保育の需要というものも最近やはり多くなってきておりますので、それらの対応も今後しっかりやっていかなければならないなというふうに感じておるところでございます。

それから、115ページでございますが、扶助費、先ほど生活扶助費につきましては226世帯の276人ということで見込んでおりますが、住宅扶助につきましては131世帯を見込んでいます。それから教育扶助、これは小学校で3名、中学校で2名。それから医療扶助、これが184世帯の216人を見込んでおります。それから、葬祭扶助につきましては1件分でございます。そして、あとは施設事務費ということで、施設入所の方々に関する部分ですが、これは14人でございます。それから生業扶助でございますが、これは高校生がこれから働くためのいろいろな援助分というようなことで3名です。それから介護扶助、これが34人程度ということで見込んでおります。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） すみません、よろしくどうぞお願いいたします。

93ページのグループホーム助成事業、旭市に今どのくらいの事業所があるのか件数と、人数のほうがわかりましたらお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今、資料を探しますので少々お待ちになっていただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、民生費の関係につきましてご質疑申し上げます。ページを追って、何点かお伺いいたします。

89ページになりますが、ただいまも質疑がありましたけれども、その前に4節の旭市社会

福祉協議会助成事業、これ昨年度と比較しますと128万2,000円の増加ということになっておりますので、これは事業の内容が、若干違った事業を組み込んだのかどうか、それによっての補助なのかどうか、これについて簡単で結構ですからお伺いいたしたいと思います。

ただいまも質疑ありましたけれども、あさひ健康福祉センター運営事業、その下の旭市福祉協会助成事業、これもいずれも昨年度と比較して増の予算を組まれております。あさひ健康福祉センターにつきましては本会議でも説明があり、委員会でも説明がありましたので省略いたしますけれども、福祉協会への助成事業ということで、この福祉協会につきましては、ご案内のように山の家、そして健康福祉センターについての事業ということでこの二つの事業を行うということで、今度合わせて各事業がここに入ってくるわけです。そうしますと、旭市福祉協会助成事業が1,671万9,000円の予算ですけれども、昨年度と比較して67万円ほど増額をされておりますので、これはどういった理由なのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

次に90ページ、扶助費の関係ですが、難病の療養者の関係です。旭市にこれに該当する方が何人おられて、そしてまた当初予算は231万7,000円、昨年度と比較しますと14万3,000円の増となっておりますので、現状と、恐らく人数が増えているかも分かりませんし、内容的に給付する内容が見込まれるということでしょうけれども、簡単で結構ですから内容をお示しいただきたいと思います。

同じページの15節の飯岡福祉センターの運営事業の工事請負費の関係です。空調設備の設置工事ということで、ただいまも説明をいただきましたが、この飯岡福祉センターについては、いつごろ設置されたものが今回、この設置工事ということで空調を整備していくのか。これまでに空調の整備というのがあったのかなかったのかどうかということにつきまして、どういった内容を工事するものかどうかお伺いをいたします。

91ページですけれども、これはあらかじめ説明をいただいて、恐らく予算の組み替えということだと思いますが、障害者の福祉事務費、この中で昨年度等を見てみますと、報酬の中で介護給付費等審査会委員の名称がないですね。これが10人で108万円計上しておりました。これは恐らくあとのページに出てきますけれども……ちょっとお待ちください。

ちょっと別にしまして、94ページの自立支援給付事業、ここに8人ということで審査会の委員というのが計上されておりますので、これは組み替えと思いますので、確認をさせていただきます。

また、同じところに委託料として障害程度区分認定審査委託料というものも、これ組み替え

だと思えますけれども、これについても簡単で結構ですからお願いいたします。

前のページに戻りますけれども、そこで介護給付費等審査会の委員が10名だったものが8名ということですから、これはどういった理由かどうか、これも併せてお願いをしたいと思えます。

今申し上げました委託料については、昨年度は障害者福祉事業費の13節委託料で231万4,000円計上してあったものが、94ページの組み替えということだと思えます。

次に、同じ障害者福祉事業費の事務費の19節負担及び交付金の知的障害者生活ホーム運営事業補助金250万8,000円となっておりますが、これ事業費が増加になっておりますので、この事業補助の内容についてお伺いをいたします。

あと景山委員のほうからもお話がありました93ページ、グループホーム等運営費助成事業ですが、881万7,000円補助金として計上されております。これについては、どこのケアホームにこれが補助として繰り出されるものかどうか、お伺いをいたしたいと思えます。どんな事業なのかどうかも含めてお願いいたします。

次に94ページ、自立支援給付事業の中で扶助費、94ページの下から2行目に書いてあります生活療養介護の給付費、これについて4,953万3,000円となっておりますけれども、これがかなり増額になっておりますので、これの内容について簡単で結構ですからお伺いをいたしたいと思えます。

なお、扶助費の一番最後、サービス利計画作成費76万8,000円ということで新たに予算組みされておりますけれども、どういった利用計画を作成するのかどうか、これについてお伺いをいたします。

100ページですが、新たに後期高齢者の関係が出てきました。職員が3人、そして2億6,037万1,000円ということで新たな取り組みがされますけれども、私自身説明をいただいたんですが、よく分からない状況です。今回は、広域連合に行く負担金、そして特別会計からの繰出金、そして、それらが予算組みされておりますけれども、これまた違う議案でもありますけれども、端的に言うと、この100ページでは職員の方の給与ということで事務をやられるわけですがけれども、今まで老人関係の事業をやっておりましたけれども、これは削減されました。それによって75歳以上の取り組みということで、新たにできたということで、この予算的な措置というのは、市としては持ち出しがトータル的に増えるのかどうか、そしてまた、個人については年金からそのまま天引きされるという部分がありますけれども、保険者に対してはどういう影響があるのかどうかというのがよく分からないんです。これは別の



議案でもありますがけれども、その点について、行政としてはどういうふうなことで取り組まれようとしているのかどうか。この辺ちょっとここで聞くのがいいのか、違った議案で聞くのがいいかどうか分かりませんが、予算組みということで、その辺お願いしたいと思います。

105ページですが、ただいまも向後委員のほうからご質疑ありましたけれども、去年の当初は104万円ということで計上され、平成20年度については一組1年間分ということで342万8,000円、こういう予算が計上されました。これは、施設の入所というのはどういうことを表しているのかどうか。要はアパートなのか、それとも公的な施設なのか、その辺よく分からないものですから、どういうところに入所措置をするためのものなのかどうか、今後、こういう傾向というのは見られるものかどうかについてもお示しをいただければありがたいと思います。

それから、その下のひとり親家庭等医療費等助成事業ですが、これは現在、旭市としてはこれに該当する世帯は何世帯あるのかどうかもお伺いしたいと思います。

それから、保育所の関係でお伺いをいたしたいと思います。今回、平成20年度から指定管理者制度が導入されてスタートを切るわけです。本会議でも説明をいただき、また、委員会でも説明をいただきましたが、特に危惧するのは管理制度を導入して、賄い材料ということで、今までは15の保育所については1人の栄養士さんが献立も同じく、1年間の献立を立て、もちろん月々で決めて、栄養はバランスも考えてやってきたわけです。それによって地産地消という立場から、なるべく地元の新鮮野菜も含めて保育所が購入し、それを使うという、そういった位置づけに立ってやってきたと思うんですが、今度は指定管理者制度が一部採用されました。そうしますと、賄い費については管理費に含まれているのかどうか。それについてはいわゆる献立ですね、全部お任せなのかどうか。要は指定管理者制度を置くことによって、メリットというのは人件費の削減とか、そしてこういう賄いについて安く上げようとする、ここだけしかないんです、実際問題。ですから、一番子どもが成長盛りに食料という毎日食べる賄いについては、公的と同じように同じものを食べてほしいという、そういう気持ちがあると思いますし、そうでなければいけないというふうに思いますので、保育事業を進めるに当たって、指定管理者制度を導入する場合には、そういったことについてはどうなのかどうか、その点お願いをしたいと思います。

というのは109ページで、これは人員が減っているということであれば、それで分かるわけですがけれども、109ページの保育所運営費、これについては、昨年当初が9,583万4,000円

が8,750万6,000円ということで減額されておりますので、この辺の兼ね合いがどうか分からなかったものですから、ご質疑をするものです。

それと、保育所関係で大きな点で修繕料並びに維持補修費、これも109ページにあります。保育所というのは男性の方がおりません。所長以下女性の方ですよね。ですから、施設の維持管理、それから突然起こってくる修繕、こういったことについては、いつもきめ細かくフォローしていかなければいけないということでありまして、毎年毎年修繕料並びに維持補修費を組み込まれておりますけれども、この修繕ということを考えて場合に、実際どういうふうに行われているのかどうか、要は子どもたちがおりますので、すぐ必要なものということもありますから、即対応ということを考えて場合にスピードアップ、即対応ということを考えていかなければいけない状況がありますので、これまでどうされてきたのかどうかを含めてお願いをいたしたいと思っております。

111ページの保育所指定管理委託料については、先ほど申し上げましたように賄い費の関係についてご答弁いただきたいと思っております。

以上です。ちょっと長くなりましたけれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時0分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 神子委員のご答弁の前に、先ほど景山委員のほうからグループホームの関係で人数等を申し上げますと、14施設で25人入居しております。

それで神子委員のご質問に対しまして、順を追ってご答弁申し上げますが、場合によって答弁漏れが生じないとも限りませんので、もしございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

89ページの関係でございますけれども、社会福祉協議会の助成、それから健康福祉センタ

一の運営事業、それと6の福祉協会の助成事業、それぞれ増となっている。それらの要因でございますが、まず、社会福祉協議会の増につきましては、これは19年度当初と20年度、現在の人員の配置の関係で人事異動がございまして、人件費が変わっておりますので、それらの増ということでございます。

それから福祉センターの関係ですが、これは林委員のご答弁でも申し上げましたように、原則無休で、それから時間延長もするというので、これらの運営費につきましては増になっております。

それから、福祉協会のほうの増でございますが、これも昨年度と今年の人が入れ替わっておりますので、その人事異動によりますところの人件費ということでございます。

それから90ページでございますが、難病療養者の医療費の助成事業ということですが、これは実際に19年度と数字が動いておりますが、これは19年の実績見込みに合わせまして予算を組んでおります。それで、20年度ではその実績見込みに合わせまして、102人の利用を見込んでおるところでございます。

それから、同じ90ページの中で飯岡福祉センターの空調設備の関係でご説明を申し上げます。飯岡福祉センターにつきましては、平成8年5月に開場をしておりますので、それから部分的なそういう空調設備については補修をやってきましたけれども、今回、どうしても全面改修しなければならないと、そういう理由で20年度、健康センターのほうと併せまして一体的に整備をするものでございます。それで、この冬も正直部屋によって暖房のきかないところがございまして、そういうところにつきましては暖房機を入れて、ファンヒーター等を入れて対応をしておったという状況でございました。

それから、91ページでございますけれども、障害者福祉の事務費の中で報酬の関係でございますが、これは委員がおっしゃられましたように、組み替えをしたことによりまして、こういう数字の異動になっております。それで、20年度8名が19年度10名に対してその理由はということでございますが、10名委員さんはいらっしゃいます。そのうち中央病院の先生に2名入っていただいておりますので、中央病院の先生には報酬をお支払いしないということで、8名ということでございます。

それから、同じ91ページでございますが、障害者福祉事務費の中で、19節の負担金補助及び交付金の知的障害者生活ホーム運営事業補助金ということで250万8,000円計上しておりますが、実際にこの対象になる施設は2施設ございまして、そこに3名の方が生活をされております。それらに対します運営費の補助ということでございます。

それから93ページでございますが、グループホームの運営費助成事業ということでございますが、これにつきましては、まず定員4人以下、それから定員5人以上ということで区分けがございまして、4人以下の施設で7か所ございます。それから、5人の施設で2か所ございまして、合計9か所のグループホームに対します運営費の補助でございます。それで、人数で申し上げますと4人以下の7か所には13人おります。それから5人の施設で12人ということでございます。それで、これらの補助が560万円ほどになるんですが、そのほかに家賃補助ということで、グループホームの入居者に対しまして1万円を限度としまして家賃を補助しております。これらの対象者は30人いらっしゃいます。

それから94ページでございますけれども、自立支援の中でのまず、94ページの一番下のほうに扶助費の中で生活療養介護給付費という部分がございますが、4,953万3,000円、これは40人の見込みを立てております。それで、19年度は10人ということで990万円ほどの事業費だったんですが、これにつきましては、自立支援法がスタートしまして、通所事業所から生活介護の事業所のほうへ移行した施設が3施設ございまして、今現在は4施設でサービスの利用をしておると、そういうことでございます。

それから、95ページの同じ扶助費の中でサービス利用の計画作成費ということで76万8,000円計上してありますが、これにつきましては7人を見込んで立てておるところです。それで、この利用につきましては、審査会を経た後にそれぞれの方々がサービスを受ける利用計画を策定しますので、その作成費ということで計上しております。

それから、今度は105ページでございますけれども、母子生活支援の関係でございます。104ページから105ページで説明欄3の13委託料、母子生活支援施設入所措置委託料ということでございまして、これにつきましては、母子寮というふうにお考えいただければよろしいかと思っております。それで、どうしても今、いろいろと社会が混沌とするような状況の中で、こういうような措置をしなければならぬ、そういう状況は恐らく生じないことが一番いいんですが、生じた場合には、これぐらいの1年間の利用料がかかってしまうということで計上をさせていただいております。

それから、同じ105ページのひとり親の家庭の関係でございますが、ひとり親の世帯の数ということで申し上げますと、19年11月の数字で申し訳ございませんけれども、合計しますと646世帯ございます。これは父子、それから父母ともにいない世帯を含めまして、646世帯ということでございます。

それから109ページになりますが、保育所の運営費でございますけれども、保育所の運営

費につきましては、ここで大きく減額しておりますのは、15施設から、今度指定管理分として除かれますので、14の保育所の運営費ということになりますので、大きく減額になっております。

それで、その中で修繕の関係のご質問がございました。修繕につきましては、大きな予算を必要とする修繕と、すぐに対応できる修繕と2通りあるかと思いますが、私どものほうは、実際に児童にすぐ影響が及ぶ状況のそういう内容であれば、すぐに修繕に対応します。それで、若干予算が伴い、また時期的にも少し補正等で間に合うなというようなものについては、補正予算等で対応しながらやっております。いずれにしましても、迅速に現場を見た中で対応をさせていただいておるつもりでございます。

それから、111ページになりますが、指定管理の件に伴って、給食材料そのものが地産地消からどういうふうな形に変わるのかということで申し上げますと、指定管理料の中には給食に関する業務、それから原材料費含めまして、そういう部分はすべて指定管理料の中に含んで委託をしますので、市の公立のそういう給食メニューとは若干違ってくること、これ間違いございません。事業を引き継いでいく中で、そういう地産地消に努めていただくようにという、そういうことはもう既にお願いをしてあるところでございます。それで、指定管理の契約をしていく中で、私どもも相手方とお話をさせていただいた際に、自分のところで給食業務をやっていくのであれば、市の献立表に基づいて、今までと同じような形で対応することもできますよというようなお話をさせていただきましたけれども、受ける側は、外部の給食の業者のほうに、その部分は委託をするようなそういう予定だそうでございます。

いずれにしましても、給食のメニューが極端に変わるようなことになっては困りますので、4月に入りましたら、保護者の皆さんにその給食の内容も試食していただく、そういうような日も設けて、きちっとした対応をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、神子委員の100ページになりますが、後期高齢者医療費の関係についてお答えいたします。

まず、現行の老人保健会計、老人保健制度が今度後期高齢者医療制度に変わることでございまして、ここの科目が設定されたんですけれども、これについて、現行とどのように変わっていくかということについてお答え申し上げます。

まず、1番目の職員給与費3人につきましては、これは今まで老人保健特別会計で支出し

ていた分をこちらの会計に移すということで、ここの部分については変更ございません。

2番目の広域連合負担金でございますけれども、2,931万5,000円、これがこの4月から本格稼動するというので、平成19年度においても、この負担金については支出していたんですけども、今年につきまして、職員の人件費につきまして今までは19年度は25名が今度42人になると。17名増。あと資格、いわゆる給付事務、これが本格的に始まる。あとは電算関係等で、こちら辺につきまして56市町村で総人口割、あるいは高齢者75歳以上の人口割、均等割というような形に基づきまして、旭市の負担分が設定されたものでございまして、この部分の2,931万5,000円、昨年度の比較ではございませんけれども、ここの部分が今度の医療制度が始まって、新たに増えた部分ということになります。

3番目の後期高齢者医療特別会計繰出金4億1,459万6,000円でございますけれども、この一番上の後期高齢者医療事務費繰出金1,810万1,000円でございますけれども、これにつきましては、新たに発足いたします後期高齢者特別会計へのいわゆる事務費、徴収事務費等は入りますので、その辺の事務費でございます。この部分が、今まで老人保健特別会計でも同じように事務費を組んでおりましたが、今度こちらに移るということでございます。

あと2番目の後期高齢者医療保険基盤安定繰出金でございますけれども、75歳以上の高齢者の方については新たに保険料が設定されると、所得に応じて軽減されます。その7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがございますが、保険料の軽減した分について、4分の3が県で持つ、4分の1が市町村の持ちということになります。この8,536万6,000円の内訳でございますけれども、歳入のほうにもございますように、県の持ち分がこの中で6,402万4,000円でございます。ですから、純然たる市の持ち分といたしましては2,134万2,000円になります。

続きまして、一番下の療養給付費繰出金でございますけれども、3億1,112万9,000円、これについては現行の老人保健特別会計の中でも一般会計繰入金という形で入っておりますが、医療費の窓口負担分、その残りに対して市町村の持ち分というのは12分の1でございます。その12分の1が載っている形でございますので、現行の老人保健制度のほうと何ら変わることはございません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、幾つか再質疑をさせていただきます。

まず、89ページの社会福祉協議会の助成事業ですけれども、人件費の増ということですが、これについては、今までどういう形だったのかどうか。要は給与を高くとる方がいるという

ことの判断しかないんですけれども、これのいわゆる福祉協議会については助成事業を行っておりますけれども、人件費が増えた分については、これは同じページの福祉協会助成事業にも言えるわけですけれども、双方とも人件費の増ということですが、今、人件費の削減ということで、これは必要なものはどうしようもありませんけれども、こういったことについてはなるべく削減していこうということでご努力を願っているわけですが、外郭団体といいますか、財団法人の社会福祉協議会並びに福祉協会については、人件費の増ということはどういうことなのかどうか、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

なお、福祉協会の助成事業については、これまで市のほうから常任理事といいますか、事務担当の職員の方が出向という形で行かれていましたけれども、そういう責任を持ってやられる方が、どうしても課長クラス級だと当然人件費が上がってしまいますよね。そういったことなのかどうか、4節並びに6節のそれぞれの事業について、人件費の増だから補助をするということがどうなのかどうか、ちょっと判断したいものですからお願いしたいと思います。

あと、後期高齢者の医療費の関係については負担金が2,930万円余り、この辺が若干違ってきているなという内容がありましたので、分かりました。あとはまた別の議案でお伺いしたいと思います。

105ページの母子福祉事業委託料で、母子寮だというお話をいただきました。そうしますと、これは旭市にはないですよ。当然、私が知っている範囲では千葉市にありますけれども、そういったところに離れてお世話になると、そういった形になると思うんですけれども、私も過去においてそういった事例があって、内容的には承知をしているつもりです。そうしますと、もしも該当した場合には、当然入居して仕事につくということも当然考えられます。仕事のあっせんというかそういったことについて、1年間ここでお世話になるということからいたした場合には、母子の生活ということからすると、仕事の面についてもあっせんしなければいけないと思いますけれども、その辺についてはどのように把握されているのかどうか、再度お伺いをしたいと思います。

109ページの保育所の運営費ですけれども、14か所の運営を行っていくという予算組みになっております。修繕については、今お伺いいたしました。今回質疑をいたしましたのは、保育所の場合にはどうしても男手が少ないということで、大変ご苦労されているところだし、事務サイドについては、そういった意味では十分な配慮をしているものと感謝しております。これは以前にも議論をさせてもらいましたが、施設運営に当たりましては、きめ細かい配慮

ということからいたした場合に、当然専門的に修繕とか施設の維持管理ということからした場合に、専門的に置くというのはなかなか困難だと思います。庁舎全体の、例えば今回も出ておりますけれども、空調設備あるいはその他設備の施設については、トータル的に考えてもいいのではないかとか、あるいは施設については専門的な営繕についても十分配慮をさせていただいて、どこかのポジションで見ればいいのではないかと、こんな議論をしてきたこともありますので、今回ちょっと文教福祉という立場の委員として、子どもたちの安全・安心という立場から質疑をさせてもらっております。

それで、日常の修繕維持補修ということについては、壊れたところがあった場合に、それを社会福祉課のほうで見ていただいて、即業者にやっているのか、それとも庁内でそういった営繕については専門的にやられているのかどうかということについて、ちょっとお答えいただければと思います。

それから、指定管理者制度の導入に当たりまして、今ご答弁いただきました。賄いについては、協力する用意もありますよという話ですけれども、やはりこの辺が一番心配になるところです。要は、先ほども申し上げましたように、民間に委託しますと同じサービスでもサービスの内容が変わってきます。要は公的なところであれば、民間のよさを導入しながら、例えば保育所の場合には賄い一つとった場合には地産地消、多少高くても子どもたちに安心・安全なものを食べさせようということで、これは関係者のご理解をいただいてやることもできます。しかし、民間の場合には、サービスを提供するということがどこかを削ってやらなくちゃいけないということから考えますと、人件費と、それから賄い材料なんですね。同じ子どもでありながら同じサービスの提供を受ける側からすると、この点が問題になってくると思います。ですから、今、試食等云々という話がありましたけれども、この辺は契約時に結んだかどうか分かりませんが、賄い材料ということからすると、献立が同じで、あとは工夫してもらおう、カロリーについては公の場合には計算をして、1年間のカリキュラムの中で子どもたちに安心・安全という立場から、子どもの口に入るようにご努力いただいておりますけれども、恐らくこの辺が問題ではないかなというふうに思っておりますので、その辺について、これはこれ以上は質疑しませんけれども、その辺に問題があるという、問題になりそうだなということですから、ぜひよく把握していただきたいなというふうに思います。したがって、答弁はいりません。

あとちょっと1点だけ抜けていたものですから、申し訳ありません。これから教育費のほうの関係でも話をさせてもらいたいと思うんですけれども、保育所は耐震診断をして、これ



から幾つかのところは工事に入ります、実施設計をしながら。その場合に、どういう設計をして、どのような保育所を建てるかというところに一工夫がなければいけないというふうに思う一人なんです。というのは、建てたらまた老朽化が始まりますので、保育所だけでその施設が終わってしまうのかどうかということになると、ちょっと問題があるんじゃないかなと。要は汎用性を考えて、保育所にも使えるけれども将来的に地域のものにも使えるというふうな、そういったことも含めた設計なり施設の改修なりをしないと、やはり無駄になるのではないかなというふうなことが言えますので、その点は今現在、どのようにお考えになっているのかどうかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず89ページの運営費補助の関係です。この関係につきましては、先ほどは人事異動という答弁にとどめましたが、具体的に申し上げますと、社会福祉協議会のほうも局長のほうの関係が変わっておりますので、当然後から行った、今いらっしゃる局長のほうは給与費は多く支払うような形になっておるという状況です。それから、福祉協会のほうの専務理事の給与費も、やはりそういう形になっておりますので、ここで増えてきておるといってございます。

それと、105ページの母子寮の関係でございしますが、今、委員おっしゃられましたように、なかなかこれは市内にはもちろんございませぬし、それから千葉県内でもこういうような施設というのはほとんどない状況の中で、こういう待遇を受けている母子を入居させるということになりますと、結構広い範囲、県をまたいでいろいろな県に相談をしながら、こういう施設を見つけるようになります。当然県のほうのいろいろな関係者にもご相談をしながら、こういうような施設を見つけ、そして、その施設が見つければ私どものほうの担当がその施設を見て、どういう状況なのか確認をし、そして今度入居をする、そういう一時避難をしておいた母子を含めて、その施設でどうだということを現地で確認をした中で、納得の上、その施設に入っていただくと、そういう状況になります。

それで、もちろんいろいろな虐待を受けているわけですので、精神的なそういう立ち直りという部分が、まず一番になるわけですが、そういう精神的な立ち上がりと、それから生活の支援の問題、それから今度は自立の問題という話になってきますと、委員おっしゃられますように、仕事のそういうような部分もこの母子寮なりのワーカーさんの力をかりながら指

導をしていくと、そういう状況でございますので、一般的な母子がアパートに入るといようなそういう単価からしますと、かなりのそういう相談支援を含めまして指導業務が入りますので、割高な事業費が組まれるということになります。

それから、保育所の運営費の中での修繕の場合に庁舎で対応しているのか、それとも即業者のほうにということなのかという問題に関しましては、私どもが簡単にできるものについては、保育班のほうで対応しますが、一般的に大工仕事等、それから左官仕事を含めましたそういう部分というのは専門専門でお願いをするよりございませんので、シルバー人材センター等、より安い人件費が確保できるところにお願いするとか、また、どうしても急にそれを対応しなければならない場合には、保育所の地元のいろいろな工務店さんはじめ、関係している方々にお願いするとか、そういう対応をとっているところでございます。

それから、指定管理者によって賄い材料費が削られるという懸念、これは私どもも一番心配をするところでございますので、十分にこれは配慮をさせていただきたいと思っております。

それから、最後になりますが、保育所の耐震診断の結果を受けまして今後の整備を進めていく中では、今度新しく当然保育所を建てなければならない状況の結果をいただいている保育所があるわけですので、今、委員おっしゃられましたような、そういう部分も十分に考慮させていただき、整備計画を詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、3款民生費についての質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 衛生費の関係ですが、本会議でも若干ご質疑申し上げてありますが、特に旭市だけの問題ではない部分、よく分からない部分がありますので、その点を中心に20年度の予算編成に当たりまして、市のお考えについては担当課長ということで大変申し訳ないんですけども、答えられる範囲でお願いをしたいと思います。

といいますのは、本会議でも議論をさせてもらいましたけれども、広域ごみ処理、焼却施設の関係と、それから先ほども説明をいただきましたリサイクルということの関係、資源ごみ等の回収の問題、それからごみの減量化ということの関係なんですけれども、これがまず1点なんです、ごみの減量化は広域的にはできません。要は単独市が市民の方々に協力を

願って、少しずつ減らしていくということは、これは基本計画に出ておりますけれども、それに基づいて計画を立てながら、市民の方々にご協力をいただいてやっていかなければできないこと。しかし、東総地区の広域市町村圏の中ではごみの減量化というのをうたっているんです。ということは、東総地区広域市町村圏の場合には、各市や町にぜひご協力してくださいということだけしかできないと思っています。

これが一つと、もう一つは処理施設の問題です。処理施設といいますか、ごみ焼却場の問題。処理施設と言ってもいいですが、これは市のほうから、今現在こういうふうには16年たっているけれども、毎年毎年焼却施設については工事費を組んで延命措置をしているという現状の把握のもとに、広域的な立場のところにはぜひこうしてほしいということがなければ東総広域の関係は動きませんということを念頭に置いて、じゃ旭市としては延命策を講じて、それから市民の方々にごみをなるべく出さないようにしてほしいということも含めながら、東総地区広域市町村圏に何を願うのかということについて、どのような検討をされているかどうか、これが一つです。

もう一つは衛生組合の関係です。2億円の負担金を今回渡します。これは恒例のように出しますけれども、ご案内のように施設を改修していこうという、あそこは生し尿ですね。旭市だけの生し尿というふうには伺っております。ここについても、旭市としてくみ取りをやっています。それは、広域的な部分で処理をしてもらっています。ですから、旭市としてどうしたらいいのかということをお願いしなければ動かないということ考えたときに、東総衛生組合では計画しようとしておりますので、そういったことを考えますと、旭市としてはどうなのかという強い方向づけを持たないといけないのではないのかという議論が成り立ちます。そういった意味で、衛生組合に対する旭市のし尿処理の今の考え方についてどのように検討しているかどうか。この2点に絞ってまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、最初のごみの減量化の関係です。

委員言われたように、広域でのごみ処理化については各構成市がごみの減量化を進めるというのが基本になっています。例えば交付金をもらうに当たっても、県・国とのヒアリングの中で各市のごみ減量化の形が問われます。その中で妥当だということになれば、初めて交付金等がもらえるという今システムになっています。循環型交付金という形です。旭市にお

いては、まさしく委員言われるように、私のほうとしても現在の旭市の焼却施設、先ほど言われましたように築16年たって、いろいろ修繕等も当然かかってきますので、環境課の部分としては、まさしくごみの減量化を進めていきたいと。また、20年度については新たな取り組みとして、先ほど言いましたように資源化、集団回収、それからレジ袋の削減、これは課長会議のほうでも、まず市の職員が率先してレジ袋削減に努めてまいれと、2回ほどお願いしています。これを20年度はもっとそういうのを徹底していきたいという形です。

あと通常のごみの問題ですけれども、この問題については、まさしく例年うちのほうではという形になりますけれども、広報等を通してとか区長さんを通して、併せてご存じのようにゴミゼロ運動等をやって、その中でごみの減量化を含めた形のものをお願いしたいと言っているんですけども、量としては大幅な減とはなっていないという形です。でも、若干ながらは減っています。ですから、この部分については、一気に削減するのは担当課としては難しいかなと思っています。ただ、新たな取り組みとしては、昨年のタウンミーティングでも言われたように、学校の子どもたちを通しての問題とか、先ほど言ったようなレジ袋とか、そういうものを通して周知を図っていきたいというふうに考えております。

それから、次の東総広域市町村圏の広域のごみの関係、それから衛生組合の関係です。まさしく広域のごみ焼却施設については、ご存じのように今の流れとしては、県の計画に基づくという形になりますと、交付金というか補助金をもらう形になりますと、当然広域化でやっていかないと県との詰めができないという形になります。そうしますと、あとは今ご存じのように3市で運営しているわけですけれども、その中に入って新しい施設を作りたいと。その施設については、ご存じのように昨年候補地であった場所が白紙化になりましたので、新たな候補地を選定していくという形で、20年度考えております。

その中でどのような施設という形になるんでしょうけれども、まさしく先ほど言われたごみの減量化を含めた、当初、昨年度の段階では210トンの規模、これがもう少しごみの減量化等が進めば、その規模を少なくできるという形ですし、新たな施設も今国のほうで補助制度のものがありません。例えばバイオを使ったものです。そういうものがこちらの地域で当てはまるのかどうかというのは、まさしく検討をしていきたいなというふうに考えております。その部分については東総広域市町村圏事務組合、あと関係市担当者のほうでは業者の説明等を求めながら、今、勉強会を2回ほどやっています。これはバイオの関係です。

あともう一つが衛生組合のほうです。衛生組合の関係、ご存じのように2市2町で現在組

合運営をしております。現在、旭市にあるクリーンパークが建設してからもう21年を経過して、当時の施設は生し尿施設であったただけけれども、今は、ご存じのように合併浄化槽が主流の時代になっています。ですから、機能的にもそれを処理できないという形で2か所あるわけですけれども、光分場のほうに旭地域のを合併処理浄化槽の汚泥部分を運んでおりまして、それを今度、時代の形に合った施設を作りたいという形で考えております。

この関係についても、衛生組合の中で特に大きな議論はしておりません。旭市としてもしていないわけですけれども、その中でも本会議でも質問がありましたように下水道施設を使ってという形、それも二・三回検討しました。それで、今言われているのは下水道施設を使うというのは、処理量の問題で対応できないと。今、約3,000立米ぐらい日量やっているんですかね。それが今の処理能力としては6,000ぐらいあるそうなんですけれども、合併汚泥等のものを向こうに合わせると、約3,000から3,500立米が薄めるといいますか、水を使って処理しなければならないという形になりますので、下水道施設は今の能力ではできないと。もしやるとしたら、例えば今言われている衛生組合の施設の規模と同じぐらいの金額がかかると。

大ざっぱな言い方をすれば、うちのほうのし尿施設では、毎処理施設のを作らなければならないということで、それが約5億円か6億円。下水道本体のほうの処理施設のものを作るとなると、トータルで同じぐらい約24億円ぐらいかかると。組合ですと2市2町の負担割合でできるわけですけれども、それが旭市単独になると、旭市が全部持たなければならないとなると、それだけ負担がかかるという見込みなものですから、それであれば、今度できる施設は旭市がメインの施設なんですけれども、組合と一緒にやったほうが経費の問題でも安く上がる、そんな形で考えていますので、そのような形で、今は衛生組合の中ではそういう形で議論しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） いずれにしても旭市と、それから一部事務組合という立場がありますのでなかなか難しいところなんです、やはり年度年度に予算を組む段階に当たっては必ずそういう節目は来ますので、やはり検討すべきものはよく検討していただいて、知らしめるところは知らしめていただいて、理解をいただくということが大事ではないかなというように思っております。ですから、当初予算ですから、この予算にはありませんけれども、たどっていくとそこまで行ってしまうということからすると、市民に知っておいていただきたい

いこと、また議員に報告をすべきもの、それで市民が認識しなければいけないこととか、いろいろ立場立場があると思います。そういったことをぜひ20年度以降、啓蒙活動なりしていただく同時に、幾らかかりそうだとすることもよくご理解をいただいて、費用対効果とよく言われますけれども、必要なものは必要ですけれども、なるべく費用対効果が表れるような状況を、やはりこの案件だけではなくて、例えば子どもの保育、そしてまた教育というふう考えた場合に、必要なお金は必要だけれども、その場合にはどこかを削らなくちゃいけないというのが必ず来ます。今社会情勢がかなり逼迫していますから、そういう緊縮財政をどう取り組むかということが、これからの大きな議論になってくると思うので、そういった意味で、ひとつ20年度の予算組みの予算段階の議論に当たりまして、特にこの2点だけは担当課として、大変恐縮ですけれどもご努力いただきたいということで、衛生のほうは質疑を終わります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、121ページ、海上健康増進センター活動費の中の委託料、施設維持管理委託料と次の124ページの同じく、いいおかけんこうセンター活動費の中の委託料、施設維持管理委託料、この差がかなりあるのですけれども、この差というのはどこから来るんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 海上の場合には、……（録音漏れ）……夜間の火曜と金曜日、それと日曜日ですか、それをシルバー人材センターに受付業務等をお願いしてございます。それと、飯岡のけんこうセンターがなぜ高いかということは、正職員がおらず、すべてシルバー人材センターに委託をお願いしているものでございますので、その辺の差が出ております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 分かりました。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、4款衛生費についての質疑を終わります。

続いて、10款教育費について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一雄） それでは教育費について、学校関係2点と生涯学習関係1点についてお伺いをします。

228ページ、6番の小学校教員補助員配置事業なんですけれども、先ほど説明いただきまして、8校へ1名ずつの8名と英語教育ですか、英語関係に1名、9名の配置ということで説明がございました。これらの9名の配置する場合には、補助教員の採用といたしますか、そういうことに当たっての今の現状はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

それに合わせまして、同じく235ページに中学校の配置事業も第二中学校と海上中学校2名を配置しているということでもありますので、それらも含めましてお伺いをいたします。

それともう2点、細かくなりますけれども、これらの補助教員は週何時間程度勤務されるのか、また、小学校においては何学年の生徒をしていくのか、それも分かればお伺いをしたいと思います。

それと、2点目といたしまして233ページ、4番、第二中学校の改築事業、この関係でございまして、私はこの数字的なものでなくて、それに関連してちょっとお伺いをしたいと思います。今、第二中学校は今年と20年度と大変に工事のラッシュといたしますか、それに今取り組んでいるわけでございます。そこで、先日も問題があったと思うんですけれども、野球部の部活の練習の件だとかいろいろ問題がありましたけれども、今も私夕方になると、子どもたちが練習場から学校へ向かって帰る夕方の移動する光景を見ているんですけれども、今、その施設の使用はどのような方法でいっているのかお伺いをしたいと思います。

それと、それに合わせまして、第二中学校もこの秋に運動会の季節を迎えると思うんですけれども、その場合には無論、今の学校の施設は使われないと思うんですけれども、その辺についてどのようなお考えをしているのかお伺いをいたします。

それと最後になりますけれども、生涯学習関係で1点お伺いします。

264ページになります3番の国民体育大会開催事業600万円という額が入っておりますけれども、先ほどの説明では、旭実行委員会への交付金だということでございました。これから来年度、国体は2010年ですけれども、来年度、それと2010年度、これに向かって大きな計画はどうなっているのか、大ざっぱでいいですからお伺いをしたいと思います。

以上、3点についてお伺いをします。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、林委員の質問にお答えをいたします。

最初に林委員にお聞きしたいんですけれども、教諭補助員のほうの採用の現状ということ  
でございましたけれども、19年度の実績、それらはどういう方を雇っているかという……

○委員（林 一雄） 無論教員の免許を持っている人だと理解するんですけれども、採用に当  
たつての現状と、多いのか、大変苦慮していた様子ですので……

○学校教育課長（及川 博） 分かりました。すみませんでした。

それでは、教諭補助員のほうの採用の現状ということでございますけれども、まず、教員  
免許を、今ありましたようにお持ちの方を教諭の補助員として採用しているわけですが、  
も、教諭補助員のほうに比較的応募者はおりまして、その中で、よりこの教諭補助員として  
適切な方、先ほど申し上げましたように、今いろいろな意味では特別支援を要するとか介護  
を要するとか、そういう子どもたちもいますので、そういう面でも特別支援等に専門的な知  
識を持ったり、そういうような方も含めて、教員免許も含めて、そういうことで採用を決め  
ているところですが、現状としては、人員的には応募する方が多いというような現状  
はございます。

それから、週の勤務時間ですけれども、こちらは少し小・中学校で違ってございまして、小  
学校におきましては、基本的には1日4時間で5日間、それから中学校につきましては、1  
日6時間で5日間で30時間ということになっておりますが、来年度予算につきましては、小  
学校のほうではいわゆる介助が必要な子どもがおりますので、1校いわゆる授業の時間6時  
間を5日間でやっていただくということで、1校だけ小学校は来年度は30時間のところがあ  
り、予算組みをしてございます。

それから、学年のほうでございますけれども、こちらにつきましては基本的には先ほど申  
しましたように、特に学年をまず指定ということではなくて、特別な支援を要する子どもが  
いる学級、それから1学級の人数が多い学級と、そういうようなことでその学級について指  
導に当たっていただくということで、特に学年は指定してはございません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、まず2点目の野球部の活動、施設の利用については  
どうなっているかという点でございますけれども、これは昨年野球部の関係でちょっとお騒  
がせしましたけれども、昨年の末に調整会議を開かせていただきました。それで、社会体育



施設でありますスポーツの森の野球場につきまして、利用についての調整会議でございますけれども、二中の野球部の利用に関しては、平日については今までどおり夕方の利用、それと土曜日についても、本年度と同じく1日野球部が利用できると。日曜日に関しては午前中、1か月4週ありますけれども、そのうち2週、4週のうち2週につきまして、午前中の利用について野球部が利用してもいいというような形でちょっと調整といたしますか、二中の野球部のほうもそれで十分だということで、今、来年度からはそのような方向でございます。

それから、国体の開催事業の関係ですけれども、平成20年度600万円予算化いたしました。これについては実行委員会の補助金ということですが、実行委員会の活動としましては、国体のPR活動、広報なり啓発活動です。それから、先催市への視察、それと21年度に行います国体リハーサル大会の準備等を予定しているところでございまして、その次の年以降の大きな事業といたしますと、まず、21年度につきましては、国体リハーサル大会を開催する予定でおります。これは全日本卓球選手権大会団体の部を開催する予定でおります。この辺につきましては、運営費も先催市の例でありますと3,000万から4,000万円程度経費がかかっております。それから開催の年になりますと、今度は本大会ですけれども、本大会になりますとやはり運営費的には1億円程度かかると。

あと準備関係の関係で諸室が足りないというようなことについては、プレハブの対応を見込んでいるところでございます。その費用としましては、今の試算では2,000万円程度、それと、あとは施設の中で今回900万円の施設の卓球競技に必要な部分ということで改修の費用を計上させていただきましたけれども、21年度以降については、ちょっと検討する部分としましては体育館の床のカーペットの張り替えの検討とか、それから仮設の進行室などをどうするか、それからあとは駐車場の関係とか、まだまだ検討するところが非常にあるところでございます。よろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、第二中学校の運動会のお尋ねがあったと思いますけれども、ご案内のとおり、昨年等からずっといろいろ工事をしておりましてご迷惑をおかけしておりますけれども、したがって運動会もなかなか難しいということから、他の学校をお借りするという案もあるやに聞いておりますけれども、これから詰めると思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） どうもありがとうございました。

それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、補助教員の関係なんですけれども、大変細かいことをお聞きするようでございますけれども、補助教員と受け持ち教員ですか小学校の場合には、お二方の教員で授業をされると思うんですけれども、その補助教員と受け持ち教員のコミュニケーションとか、授業が始まる前にはこういった打ち合わせをすとか、終わった場合にはこういったことを報告し合うんだよという連携がなければうまくいかないと思うんですけれども、大変細かいことですが、その辺についてはどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

それと生涯学習課長に、ゆめ国体なんですけれども、その点について。いつでしたか、このパンフレット、千葉ならではの国体ということで、見る、食べる、遊ぶを活用したこの国体というキャッチフレーズがあります。むろんこの国体というのは初めてでしょうけれども、全国から集まってくれるし、また千葉県の旭市は卓球競技ということでございますけれども、今言ったように祭りも、旭市をPRするための祭りも入ってもよからうかと思うわけでございますけれども、要は私、農産物は県内で第1位、418億を誇る農産物の生産高ですから、この期間中にそういったイベント、それも必要ではないか。旭市を全国にPRするための一つではなからうか、そのように思うわけでございます。

そこで、ここにこの間いただきました主要事業一覧表の中で、事業内容についてどう大会を開催するに当たり、準備及び機運の盛り上げを図るかということもうたっておりますので、その辺についてもこの関連性があるのではなからうかと、こう思いますけれども、要は卓球の競技が主体でございましょうけれども、こういった旭市を含むPR、はっきり言うと農水産課と一緒に相談をして、要するに産業まつりみたいなものを開催したときに、その期間だけそういったもので旭市をPRできないかと思っているんですけれども、それについてお伺いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、お答え申し上げます。

教諭補助員のほうの役割、コミュニケーションということだと思いますけれども、授業におきましては、いわゆる担任の先生が中心になって授業を進めます。個別指導を図る際に補助教員と一緒にやっていくということで、個別指導が中心に補助教員のほうはなりません。

それから、事前事後の打ち合わせですけれども、だいたい教諭補助員のほうは最初来まし

たときに担任の先生と打ち合わせをしますが、どちらかというと、終わってからの事後指導のほうに多く時間をかけて、また翌日の打ち合わせも含めてやっていると、そのような状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 林委員の質問に回答いたしますけれども、まさにそのとおりだと思います。今、考えているのは、体育館に芝生の広場があります。そちら周辺ですけれども、交流テントというものを設置しまして、出店なり地元の物産、それから郵便局のコーナー、それから当然スポーツのメーカーなどもちょっと考えられるのではないかと。先催市でもそういった例もやっているところもあります。そういったことを参考にしながら、旭市を全国にPRできるような方法をこれからもいろいろ考えていきながら、検討していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） ありがとうございます。

補助教員なんですけれども、今年だけの人数でなくて、結構旭市には市単独の補助教員さんがだいぶいるわけですから、生徒にとっても本当に有効な活用ができるように、担当教員とともに一丸となって子どもたちの教育に当たっていただきたいと思うわけでございます。ありがとうございました。

それと、ゆめ国体のことなんですけれども、開催日が9月下旬から10月の初旬でございますので、秋の取り入れでもあるし、ぜひそういったことも検討していただければと思います。答弁はいりませんが、よろしく願いしまして終わります。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査は途中でありますが、ここで2時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 10款教育費のところ、231ページの中学校学校施設管理費のところの説明欄18番の備品購入費、教育用備品費となっていますけれども、何か500万円と額が大きいので、継続的にどのようなものを補充しているとか何か、ちょっと説明いただければありがたいと思います。

それと、中学校保健管理費のところ、医師の報酬、校医が12人で122万4,000円、あと歯科校医11名で112万2,000円。それと学校薬剤師5名で21万円と、随分何か医師の報酬が安いかなと思われそうですが、実際に医師の内容、どのような医師が診療しているのか具体的に聞かせてもらえればありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、お尋ねの備品の500万円でしたか、その関連でございますけれども、これにつきましては中学校の生徒1人当たり幾らということで、個々に配分をさせていただいております。ちなみに1人800円ということで、それで比例をとっているという数字で500万円程度ということでございます。特別これを買うとかということころは、現在は考えていないんですけれども、その中で学校で用意をしているということでございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 中学校保健管理費の報酬の校医の部分でございますけれども、こちらは、いわゆる内科医さんということで、それが中央病院を含めて市内のお医者さんの12名に依頼をして、その報酬ということになります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほどの備品の件で申し忘れてましたけれども、それぞれの学校で机といす、これは教育委員会のほうで庶務課のほうで準備をすると、そういったものも含まれております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） すみません、先ほど回答が漏れまして申し訳ありませんでした。あと歯科医のほうですけれども、……（録音漏れ）……ということです。市内のお医者さ

ん、それからあと学校薬剤師のほうについては5名ですけれども、校医さんと歯科医さんについては、お1人当たりの報酬は同じでございますけれども、薬剤師さんについては1人当たりの報酬が安くなっていると、そういうような状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 備品購入費のほうは、算出根拠がだいたい分かりまして、また継続的に行われている事業だということでも分かりましたので、ありがとうございます。

それと、医療報酬のほうですが、これは何か額がちょっと医療報酬については安過ぎるのではないかと思いますので、安い高いという形で何かどのような作業内容をしているのかというようなお尋ねですので、ひとつもうちょっと具体的にお願いします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） すみません。実際にいわゆる学校の健康診断において、いわゆる学校医さんに内科医的な部分でお願いしているんですけれども、4月から6月の間に各学校に赴いていただいているということです。

それで、これは延べ12名の方が生徒数に応じて行っていただくことになりますけれども、単価は学校医さんが10万2,000円、それから歯科医さんも同じです。学校薬剤師さんのほうは4万2,000円ということで、報酬のほうをそれによって人数で算出していると、そういう状況でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 220ページの育英資金、今年の人数の予定のほうがちょっと分かりましたらお願いいたします。

それと、232ページの独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金、これは109ページにもありましたけれども、どういう行政法人かどうか、ちょっと内容をすみませんけれどもお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 育英資金のほうでございますけれども、一応高校生8名、それから大学生8名を予定しているところでございます。

それから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの負担金の関係で、これはどういう組織かということだと思いますけれども、いわゆる昔と少し名称が変わっておるんですけれど

も、安全会とか健康センター的な名称の場合があったんですけれども、いわゆる子どもたちがけがをした場合に、それに対しての医療給付をするという部分で、これは各保護者というか子どもたちから2分の1、市で2分の1を負担していると、こういうものでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、ご質疑申し上げます。

保育の関係でもお伺いいたしましたが、これから中学校は、今現在体育館を建設、間もなく竣工を迎えますけれども、平成20年度につきましては改築事業等が載っております。教育長がおられますので、細かいことは別にいたしまして、先ほど保育のほうでも申し上げましたけれども、これからは施設を建てる場合には、これは小学校も中学校並びに保育の関係だけではなくて、いかに有効活用するかということが必要だというふうにいろいろと言われております。したがって緊縮財政といいますか、逼迫した財政の中で汎用性、いわゆるこの施設がこのように変わるよというような、そういった汎用性を持たせるようなことも検討しなければいけないような状況ではないかというふうに思っております。そういった意味で、平成20年も含めてこれから施設の改修等を行いますけれども、小・中学校について、そういう検討を今されているのかどうか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、給食のほうの関係ですが、これもまた施設を変えていこうという、そういったことで取り組まれるような状況もありますが、平成20年度におきまして地産地消という立場から、現在地元で賄っているような状況というのはどういった、大ざっぱにだいたい賄い費の何%ぐらいあるのかどうか、20年度については、さらにそれを上回るような状況を作るのかどうか、この辺について大きな枠組みの中でお願いをしたいと思います。

それから、今、週5日制ということゆとり教育が進んできて、今、新学習指導要領ということでは見直しを図っている状況ですが、旭市としてどのような方向付けがいいのかということのは国の方針がありますけれども、やはりこれからは市独自でも教育というものを考えて進めていくような必要性があるのではないかなど。したがって20年度につきましては、やはりある一定の教育方針に基づいて国や県が示すもの以外に旭市として指針となるようなものがあるのかどうか。

いわゆる子どもたちというのは大きくなる過程において厳しさを知り、優しさを知り、そして自立をしていくためにどうしたらいいかということのが、それぞれの期間、保育の関係であれば保育所の期間あるいは小学校から中学校に行く期間、高校、大学に行く期間ということで22歳ぐらいまでに節目節目を迎えますけれども、特に小・中学校の教育については、

そういった自由というものはき違えているような子どもたちもいるし、強制ということはいじめとか、あるいは先生方の指導性によって子どもたちがいじめに遭っているとかというおかしな判断をしているような状況があります。

やはりある意味では、教育は強制のもとに自由を見つけ出し、自立を考えていくというようなことを繰り返しやらなければ本人の価値観というものも生まれてこないし、そういった状況の中で、旭市としてしっかりとした教育方針に基づいてお願いしたいわけですが、平成20年度に当たりまして、予算編成の中でそういったことが反映できるような状況というのがあるのかどうか。大きな枠組みの中でこの3点をまずお伺いしたいと思います。

続いて、予算書の中の233ページ、学校管理費の関係ですが、旭第二中学校の改築事業の中で公有財産購入費並びに補償補てん及び賠償金ということで、補償金が先ほど説明がありました。これは予定ではいつごろ用地買収ができるような段取りになるのかどうか、その辺可能性はあると思いますけれども、その辺の進捗状況についてお伺いをいたしたいと思います。それが用地が買収できますと、二中の敷地というのは全体的にどのくらいの規模になるのかどうか、この辺も併せてお伺いしたいと思います。

259から262ページにかけて、大原幽学関係の事業が載っております。これは、市としても力を入れて今日まで来ておりますけれども、あくまでもポイント的に整備しております。これができた場合に、恐らく駐車場がもっと必要だとか、あるいは周辺整備を里山というような位置付けのもとに必要だというふうなことも考えられます。20年度については確かにこの事業を行っていくということで予算組みされておりますけれども、大原幽学遺跡のこの周辺の里山という位置付けのもとに考えた場合に、今現在この地域をさらに発展させるようなお考えの基に立っての計画をしているのでしょうか。この辺担当が違うかも分かりませんが、教育という立場の中でその辺のお考えをお示ししたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） まず、給食におきます地産地消のほうの部分でございますけれども、昨年、全体をたどって調べることはできなかったんですけれども、一部地元産をどのくらい使っているかということ調べたことがございます。まず、お米につきましては、これは当然のことながら、すべて旭市産のコシヒカリを3給食センターとも使っているということでございました。それからマッシュルーム、イチゴ、それからナシ、メロン、これはす

べて旭市産を使用していると。あとよく言われます野菜のほうですけれども、これもかなりの割合で旭市産のものを使っておりますが、これについてはその種類によりまして差がございます。また、やはりある程度数というんですか、量の部分がありますので、ですから種類によって少し異なるところがあります。

今後ですけれども、今回皆さんご案内のとおり、中国産の食品についての健康被害等もございましたので、さらに各給食センターにも国内産、さらに地産地消ということでまた話をし、給食の食材として取り入れるようにということで進めていると、そういう話し合いを持っているというところでございます。

それから、もう1点の新学習指導要領が明示されまして、これに伴って旭市としての来年度の指針を示し、あるいはそれを予算等に反映しているのかというようなご質問だったかと思っておりますけれども、来年度のまた指針等については作成中でございますけれども、大きな柱としては、今年度と同じように考えているんですけれども、1点目は、確かな学力の育成と、それから2点目が、豊かな心づくりと健やかな体づくりと、それから3点目として、キャリア教育の推進と、それから4点目として、開かれた学校づくりというようなことで、人が輝き地域が輝く、そういうような旭市ということで、そういう人づくりについて推進していこうという考え方でおります。予算的に申し上げますと、きょう補足説明をさせていただきましたけれども、三川小学校で文部科学省の委託事業として国際理解活動の推進事業がございましてけれども、小学校の高学年に英語が導入されるというようなことも意識しまして、こういうようなものを予算の中にも入っておりますし、それからここには細かくは載っていないわけですけれども、先生方の指導力も高めていただくということで、20年度特に国語と算数・数学について先生方の実際にいろいろな意味での授業を実践してもらって、それによって先生方の指導力を高めてもらおうというようなところ。それから、あと子どもたちの豊かな心づくりというような部分とキャリア教育と絡んでくるんですけれども、中学校でいわゆる職場体験的なものを行っているんですけれども、小学校でも今年度5校やっています、来年度は一応小学校全校でキャリア教育、職場体験というよりは職場で働いている大人たちについて、いわゆる職業観なり、それから豊かな心、それから社会性を身につけてもらおうということで、そういう部分についても保険料等を計上してあるというようなところで、この予算の中にもそれを盛り込んでございます。

そのような形で、旭市としては教育を進めていきたいというふうに考えておるところです。  
以上です。



○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、最初の質問でございますが、ただいまやっている工事は耐震性を高める、その工事が主でございますので、その場合には全体の構造については同じでございます。ですから耐震性を高める構造と、それから古くなっているところを新しくしておりますけれども、その中で、やはりより使いいい学校にするために各学校の教職員、保護者等とは意見を聴取して、ただいまおっしゃいましたように現在よりも何かいい使い道にということで検討はしながらやっているところでございます。

現在、学校の教育のほかに学童保育、それから体育館、図書館とか、それから家庭科室等、そういうものにつきましては社会教育等でも使用されておりますので、改築する学校につきましては、またこれから何十年も使うわけですので、そのような今、考えられないこともやがてはこれは出てくる可能性もございますので、なるべくそういう要求に応えられるように検討したいと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 第二中学校の用地の取得の関係でお尋ねがございました。取得しようとするところにつきましては、運動場の南側に位置するもので約1,500平方メートル程度を予定しておりますけれども、実は19年度に補正等をちょうだいしまして、調査だとか鑑定だとかをして、現在地主さんと交渉をしているところでございます。来年度、取得しようとするところでございますけれども、現在の校舎の建築が10月までかかります。その後解体をしまして、その後屋外運動場の整備ということから、年度末までに屋外運動場の整備が始まるまでには取得をしたいという考えで、これは早ければ早いほうがいいということから、いろいろお話をさせていただいておりますけれども、あとは買う面積のとらえ方だとか相場、値段について、ちょっとぼちぼちお話をさせてもらおうかなというところに現在おります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 質問の大原幽学の関係でございますけれども、確かに今農水産課、企画課、それとうちのほうの大原幽学記念館を中心として、うちのほうの生涯学習課ですけれども、それぞれの立場で地域の発展を願ひまして、幽学のところを、こういった文化施設はここしかありませんので、その発展を願ってやっているところでございますけれども、一応自分のほうの生涯学習課としては、まず文化財保護という観点もあります。ですから、

今回も用地取得の事業を取り入れたわけですがけれども、これからも交流事業なり何なりいろいろな面で利用していくためには、やはり市としても必要だということで、こういった予算を計上させていただいたわけですがけれども、それから、今やっている半解体修理事業もそうです。それから、今遺跡全体の文化財になっている部分で、山なりいろいろな面がちょっと崩れたり、ちょっと遊歩道なり道路なり、そういった面も非常に崩れかかっているところもあります。その辺のところも実はこの間も文化庁が見にきまして、半解体修理事業は3年間ですけれども、引き続きそういった面のところも総体的に見直して整備を進めたらどうかというような話もいただいているところでございます。ですから、その辺のところも文化庁とよく協議いたしまして進めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 学校用地の面積のお尋ねをすっかり忘れていまして、現在、3万2,600平方メートル程度でございまして、そこに1,500平方メートルを買いだいたいということから、約3万4,100平方メートルぐらいの面積になる予定でございまして。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、再質疑させていただきます。

教育の場合には、どうしてもかかる部分というのがありますので、これは必要なものは予算化するということは当然です。

幾つかご質疑申し上げましたが、やはり一番大事なのは、国の方針が出たからといって、それをやるのが本当にいいのかどうかという、ある意味では地域性を持つということを考えてほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。したがって、経験豊富な教育長はじめとして、やはり旭市の教育をどうするか、地域社会の方々に協力いただいて、今現在は指導員ということで報酬の確保を予算計上していただいて、スポーツ関係では指導いただいている、要は学校教育の中に社会教育性を導入するという一つの一環として取り組まれたことも予算として計上されているし、過去においては、旧旭市では輝きプランということで、子どもたちに夢を与えようということで、先生方と生徒、そしてまた地域の方々と一緒になって、予算は少なかったんですけれども、そういう実践を持たせようということでやってきたことは、今現在、予算組みされておられません。

そういったことを考えると、20年度の予算編成の審議に当たっては、やはり旭市でも去年

から今年にかけてもいろいろな中学生の事件とか起きています。それは家庭の問題もあるかも分かりませんが、教育行政の中でできることというのは学校現場にしかありません。子どもたちは学校現場にることが多いわけです。そういった意味で厳しくさせるということも一つの方法ではないかなと。これをやらないと、やはり将来子どもたちが大きくなった時に、痛みを知らない子どもができる。これではやはりいけないなということを我々が考えて、先生方の指導を主体性を持ってやっていただいて、それに家庭の協力を得ることによって、子どもたちのためになるのではないかなというような予算編成であってほしいなということから、今質疑をさせてもらっております。

ですから、今幾つかの国の方針に基づく国際的な取り組みとか、幾つかの予算の中で反映しているものについてはお話をいただきましたけれども、やはり旭市独自のものをぜひ予算組みできていなければ、20年度の中で検討していただいて、21年に悪い子どもができない、主体性を持った個性のあるような子どもたちになれるような、そういったことを念頭に置きながら、ぜひ予算の執行に当たっていただければなというふうに思っている一人でございますので、その辺を念頭にぜひ置いていただきたいというのが一つです。

それからもう一つは、給食センターの問題です。これは近々改築ということが予定されておりますけれども、保育関係で申しあげましたように、やはりある程度旭でとれる食物であれば、多少高いことがあっても、これは行政として責任を持って子どもたちに安全・安心の食をさせるということは必要だと思います。民間にやたら委託しますと、どうしても利益を追求しますから、食については恐らくそれでもっと安くします。そうすると、子どもたちの口に入るのは安いものですが、それは実のあるものにならないという結果になるのではないかなという危惧している一人です。どうかそういった意味では給食センターを改修するに当たっては、民間に委託という安易な考えではなくて、民間委託になるために行政として民間性を持たせるようなことをぜひ考えていただきたいというふうに思っているんですが、教育長、その辺20年当初に当たって、給食センターの改築ということを踏まえながらどのようにお考えかどうか、所見をお伺いしたいと思います。

それから大原幽学の件ですけれども、先ほど別件で林委員のほうから話がありましたように、国体が来る。したがって旭市は418億円の生産額を誇る旭だから、違ったこともやってもいいんじゃないかという提案がありました。同じように、せっかく文化財というものを意識してやっているとすれば、今現在、農水産課のほうについても努力されています。これは点と点ですよ。したがって、里山ということ考えた場合には、旭市ですから旭の目玉と

いうことを考えた時には、違う課も抱き込むということをしていただければ、もっと発展できるのではないかなど。点が線になるという、そういった部分があると思いますけれども、その辺はこれから文化財ということも含め、あの干潟地域の本当に先人の方々が守ってきていただいた自然を、さらにお金をかけないでもできるような状況というのは必要かと思えますけれども、政策的なことになってしまって大変恐縮ですが、教育長のお考えをいただきたく思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、最初の質問でございますが、神子委員おっしゃるとおり、これはとかく今、親が怒れないとか、先生も友達のようになっているとかいろいろございますが、やはり厳しくするところは厳しくしなければならない、これは基本でございます。

そのようにただこの前も申し上げましたように、厳しいだけではなくて、その中に愛情を持って、本当にその子どものためを思っているという愛情と、やはりそれをいつまでもしっかりと続けていく情熱が大切ではないかと思っておりますので、それは教師としてのやはり姿勢、基本的な姿勢であろうと思います。

旭市の教育で特別なものということでございますが、一昨年、総合的な学習ということで、市内の中学校1年生に東総文化会館に集ってもらいまして、いろいろ市への提言ということとでいろいろな提言をしてもらいましたが、その中で五つの中学校が一緒に文化祭をするというようなことが提案されまして、今年度、5中学校で合唱コンクール等を行いました。そういうようなことで、とかく上からの、教師が教える基礎基本につきましては、しっかりと教えなければならないですけれども、やはり一方的に受け身の教育ではなくて、子どもたちが考えて自分で実行する、表現するというような、そういう教育がこれからは非常にグローバルな世界へ、世界中で生きていく人間を作るためには必要であろうかと思っておりますので、そういうようなことで子どもたちには総合的な学習の、これは予算という面であれですと、実はほかから募金をしてもらってということで、この間スリーエスという組織がありまして、それで子どもたちが発表をそれぞれ今年やったことを発表してくれまして、小学校が二つ、それから中学校が一つ、5中学校で一緒にやりましたので一つの提案、それから東総工業高校が一つと、四つの発表がございましたが、その中で発表の機会を得たことによって、またその中から子どもたちが新しい考えを出していくというような、こちらがちょっと想像

していなかったような効果も生まれております。そういうようなことで、ただ受け身ではなくて、子どもたちが自分の頭で考えて自分で実行して表現するような、そういうような教育をしたいと願っているところです。そのように先生方にもお願いしているところでございます。

それから、給食センターのことですけれども、これにつきましても、ご指摘のように民間にということで、これは主に経費の面でいかなるものであろうかということで検討をしてみました。しかし、まだちょっといろいろな面で全く全部任せるとということで、ある程度の考えはございますけれども、全部民間に委託かどうかということについては結論まで行っておりません。なおかつ検討をしたいと思えます。だからその検討によりまして、これは給食というのは食にかかわることでございますので、子どもが食べる、本当に人間にとって一番大切なことですので、より検討をしていきたいと思っております。

それから、里山という構想でございますが、これは旭市におきましては国指定の文化財というのはここだけでございます。それで、この前文化庁の方が見えましてときにちょっと一緒に行っているいろいろなお話を伺いましたが、そんなことを言ったら失礼な話になるかと思えますけれども、やはり大原幽学という人についても、またその人があそこに住んでいて、どのようなことをやったかというようなことについても、地元でそこにいて携わっていた方は詳しいかもしれませんが、私どもはあまり、ただ名前は知っておりますね。ですけれども、内容については知らない。非常に奥深いものを持っている方だということ、それからそこで建っております建物にしましても、行ってみますと、ただ見ただけでは、こんな汚い建物、古いと、こういうふうに皆さん思うんですが、実はいろいろな工夫がされておまして、本当に専門家の話を聞きますと感心してしまいました。そういうようなことをやはり、これがちょっといろいろ話ししますと長くなりますので、現代に警鐘を鳴らすような、非常に先見性のある方だったということをしみじみ感じました。

そういうようなことで、やはりあそこを全体的に生かして、これからもう少しPRして、そして私どもの郷土に、ここの出身の方ではございませんけれども、郷土でそういうような事業をしてくださって、こういうものを残してくださったということで、全体的にやはり一つの目玉としてやっていく大切なものではないのかなというようなことを思っております。

ですから、これからどんな形でそれを現実的に形にしていくかということは、農水産課等でいろいろ、これは教育に関することでは換子教育とか、そういうものを去年はやっていただきましたけれども、またいろいろなところと協議いたしまして、環境課等も加わってくる

かと思いますが、やはり一つの構想として大切なものではないかと思っております。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 教育長、どうもありがとうございました。

非常に温かい気持ちの答弁をいただきまして、ぜひ教育というのは1日で終わるわけではないし、ずっと続くものです。今、ここに保育関係も方々もおりますし、教育関係もおります。よく幼保一元化とかという言葉もありますけれども、やはり縦割りではなくて、これからは横なんですよ。横のつながりをよく持って、それでさらにこれは削減できるか、これは残していかなくちゃいけないというようなことを議論していかないと、やはりよりよい効果というのは生まれないと思うんです。ですから、そういった意味も含めて教育長にお伺いしたんですが、教育長のご答弁いただいた内容というのは、まさに横のつながりを持っていくという内容のご回答をいただきました。

文教福祉の今回委員となって初めての当初予算ということで、細かいことを初めのほうは聞きましたけれども、教育については必要なものは必要だというそういった観点から、多くは申し上げませんでしたけれども、要は子どもたちが強制のもとに、これはだめなんだよというようなことで叱られたと同時に優しさを持って対応していくという、こういったことも必要だなということを個人的に思っております。どうか20年度の予算編成、これが終わって予算が通りましたら、そういった目に見えない部分でも心配りをさせていただいて、子どもの安心・安全で生活のできるような立場をぜひ構築していただきたいということで、答弁はいいませんので、私の質疑を終わります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、本会議でも補足説明を申し上げたところでございますが、主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

初めに、事業勘定の歳入からご説明いたします。

309ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、合計額は310ページの上段となりますが、26億3,194万2,000円、

前年度に対し1億7,981万9,000円、6.4%の減を見込みました。減少の大きな要因は後期高齢者医療制度の発足に伴い、現在の老人保健該当者が国保被保険者から脱退することによるものです。

なお、国保税の税率でございますが、後期高齢者医療制度の発足に伴い老人保健該当者が脱退することから、被保険者数が減少する中で後期高齢者が医療費を支えるための支援金を新たに賦課徴収することとなり、一部変更をするものであります。

その内容を申し上げますと、医療給付費分は所得割が8%から6.5%に、資産割が40%から30%に、均等割が1万5,000円から1万2,000円に、そして平等割は2万円で変わらず、課税限度額については53万円から47万円とするものです。後期高齢者支援金分は、新たに課税客体として発足させるもので、所得割が1.5%……

○委員長（柴田徹也） 説明の途中ですが、本会議で説明されたのと同じでしょうか。

○保険年金課長（増田富雄） この部分は同じです。

○委員長（柴田徹也） 同じですか。それと違うものだけ説明していただけますでしょうか。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、311ページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は、19億9,615万7,000円を見込みました。これは一般被保険者の療養給付費をはじめ、後期高齢者や介護保険への拠出に対して、それらの34%を国が負担するというものであります。

続きまして、2項国庫補助金、1目財政調整交付金でございますが、これは市町村間の財政力の不均衡の調整を行うため、全国ベースで給付費の9%相当分が交付されるものであります。

続きまして、5款療養給付費等交付金でございますが、2億1,332万9,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費等に対する交付金で、平成20年度からは、そのうちの65歳未満にかかわる部分のみの交付となることから、対前年度比で70%減を見込むものであります。

そのほかについては、本会議で説明したということによろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、予算書の310ページのほうをお開き願いたいと思います。

この計の欄に対前年度比較で1億7,981万9,000円の減となっております。この内訳としましては、現年課税分が1億3,517万円の減、滞納繰越分が4,464万9,000円となっております。

このたびの後期高齢者の移行による影響については、滞納繰越分は関係はございませんので、現年課税分の減について内容についてご説明申し上げます。

まず、このたびの税率改正による増で8,700万円の増、それから限度額の引き上げによりまして6,000万円、合わせまして合計1億4,700万円が増となっております。一方、後期高齢者移行分として2億8,000万円の減となりますので、差し引き1億3,300万円の減ということでございます。

次に、予算とは別なんですけれども、このたびの国民健康保険税の改正につきましては、現在、国会のほうで地方税法等の一部を改正する法律案を審議中でございます。それで、年度末になる見込みということで予算も立てておりますが、これについては、条例の改正案については年度末で専決処分を予定しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 本会議でも説明を受けたと思うんですけれども、今、311ページはちょっと課長が説明してくれたもんですから、313ページ、高額医療費のやつも本会議で説明してくれたと思うんですけれども、人数のほうに分かりましたら。

それと324ページ、介護納付金、これの内容のほうをすみませんけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、景山委員のご質問にお答えいたします。

313ページ、8款共同事業交付金の1億7,875万4,000円についてお答えいたします。

この高額医療費共同事業交付金でございますけれども、これについては1か月当たり1件80万円を超えた医療費が該当するというところでございまして、それにつきまして、まず拠出金がございます、それに対して交付金が来るというような形になっております。交付金の考え方でございますけれども、20年度のここで見ておりますのは、件数としましては約600件、80万円を超える医療費については3億300万円ほどでございます。その59%が交付されるというふうなことになっております。

あと介護納付金でございますけれども、これは40歳から64歳分については国保税という形



で徴収してございます。その方につきまして、支払基金へ納付するものでございますけれども、今現在40歳から64歳の該当者、20年度で見えておりますのは1万2,994人を見込んでございます。1人当たり4万9,700円というような形で、これで計算しますと、これが20年度の概算納付金という形になるんですけれども、この金額は6億4,580万円ほどになります。それに対して過年度分の精算、いわゆる18年度に支払った中で、要するに多く払い過ぎているというのがありまして、その分が7,280万円ほど今度差し引かれます。その差し引いた残りが、ここに予算書に載っております5億7,294万円というような形でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） この件については本会議でも収納率の関係でお伺いをさせていただきました。20年度の予算組みをされたわけですが、新たに後期高齢者の支援金分ということが加わり、これを見て後期高齢者については、なかなか分からない制度という認識をしているんですが、そういった中で平成19年度におけますところのいわゆる保険に入っている方々の納税といたしますか、滞納されている状況というのは年々増えている状況もありますし、その中で資格証明書等を発行しなければならないような状況もありますけれども、20年度予算組み編成されて、現在おりますけれども、今現在の滞納者についてはどのような状況なのか、額的なもの、それが不納欠損になってしまうような状況というのはどうなのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 現在、国民健康保険税に対する滞納者ですか、市税も含めて、まず夜間の納税窓口を月2回開いていること、それと日曜窓口、そういうのをやっております。

それと不納欠損の関係でございますけれども、ちょっとまだ決算しませんので、まだ今の時点では分かりませんが、昨年くらい並みに若干増えていくと思っています。

それで、どうしても国民健康保険税の加入者の方については、要するに軽減世帯もあるように所得のない人まで入っているということで、なかなか現年課税分の徴収も落ちている状況ですので、やはり滞納繰越分もかなり厳しいなと思っています。

それと徴収補助員の方もいらっしゃると思いますので、その辺についても強化していきたいなと思っています。

金額はよろしいでしょうか。

(「分かれば」の声あり)

○**税務課長(野口徳和)** ちょっと不納欠損については、まだ未定です。

○**委員長(柴田徹也)** ほかに。

神子委員。

○**委員(神子 功)** この後の議案にも関係いたしますけれども、後期高齢者の制度が導入されて、国保のほうでも支援金が組まれました。今、税務課長のほうから、今現在の不納欠損並びに滞納というのは増加傾向にあるということですけれども、そういったことを考えた時に、後期高齢者の制度が導入されていなかった場合に予算組みとしては20年度どうなったのかどうか。要は市として支出するものはどうなのか。それから、保険者に対して税を納めなければいけない立場の人はどうなのか。要は制度があることによって負担が市のほうで増えるものなのか、それから受益者と言われる市民の方々の負担が増えるような状況なのか、あるいは同じなのかというようなことの計算というのはされたのでしょうか。されていれば参考にお伺いしたいと思います。

○**委員長(柴田徹也)** 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○**保険年金課長(増田富雄)** それではお答えいたします。

まず、この後期高齢者医療制度が発足して今の19年度までの国保会計、20年度の国保会計と比べた場合に、国保の中での負担が増えたかどうかという点について、まずお答えいたします。

予算書の中で見ますと、322ページになります。この中で一番下に3款後期高齢者支援金というのがございます。11億7,876万8,000円、これが例えば19年度の予算の中で見ますと、老人保健特別会計のほうに支払基金からの交付金というのが歳入のほうであります。支払基金に納める部分でございますが、それが老人保健拠出金が今度後期高齢者支援金に変わって、その増減はどうかというふうに申し上げますと、算定式の関係で、旧来の老人保健拠出金よりも後期高齢者支援金のほうが高くなります。その辺だけでも国保財政の中では負担増と言えるんじゃないかと考えております。

あと歳入のほうで、例えば今まで国保老人の方が国保税を払っていたわけなんですけれども、それが今度後期高齢者医療制度の中では広域連合のほうに移りまして、1割に相当する分を保険料として払うというような流れになりますが、その中でも一概に、例えば今まで国

保税を払ってきた人が、今度広域連合のほうの保険料を支払うという形になりますけれども、全員が例えば上がるというわけではございません。あくまでも前にもお示しましたように、今現行の保険税ですと所得割が8%、資産割が40%、均等割が1万5,000円、平等割が2万円というような割合がございます。それが20年度の広域連合のほうの保険料でいきますと、所得割が6.16%、均等割が3万2,400円、その中で軽減も受けられますし、まず資産割という概念がちょっと無くなりますので、所得によっては広域連合の保険料のほうがぐっと安くなる人もございます。

その辺でよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今回、75歳以上の方がこれから外れるということですが、いろいろな意味で、ご説明の中で個人個人にかかってくるというのがございますよね。今までは国保の場合ですと世帯にかかってくる分と個人にかかってくる分とありますけれども、そういったことでプラスマイナスと申しますか、その辺の試算というのはされておりますか。

要は制度によって、今までの1世帯当たりの額がこうだったものが、実はこうなりますよという、それが負担が増になるのか減るのかどうか、その試算はしてありますでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） モデルで説明させてもらってよろしいでしょうか。例えば世帯が5人家族、いわゆる75歳以上の方が2人いると。息子さんが世帯主、奥さんと子どもがいて5人家族というような設定でございますけれども、例えば19年度の国保税で見ますと、条件といたしましては、おじいさんが例えば年金で208万円をいただいている、あと世帯主の方が農業所得で130万円、固定資産税では15万円払っているというような設定でお話しさせていただきます。

それで見ますと19年度の所得割でございますけれども、おじいさんにかかわる所得割、8%でやりますと所得割が3万8,400円、あと息子さんが農業所得130万円ありますので、その所得割については医療分で7万7,600円、介護分で1.2%の1万1,640円。資産割については、固定資産税15万円ありますので、その40%ということで6万円。あと均等割でございますけれども、これは1人1万5,000円、あと介護分については1万2,000円、平等割は1世帯で2万円、これで合計をちょっとさせていただきますと、世帯合計で30万6,000円になると。これが今度20年度につきましては、おじいさん、おばあさんは後期高齢者のほう、いわゆる

広域連合のほうの保険料を払うという形、あと世帯主以下、息子さん以下3人の方は相変わらず国保税のほうで残るといような形でございますけれども、それでやりますと、おじいさんおばあさんのほうについては、所得割もやり、公的年金208万円ありますので、所得割が発生いたします。それで6.16%ですので、ここでは3万3,880円、軽減のほうは該当しませんので均等割がおのおの3万2,400円払うという形でいきますと、おじいさん、おばあさんについては2人を足しますと9万8,600円といような計算になります。広域連合のほうに払う保険料でございます。それとあと国保税のほうに3人残るわけですけれども、おのおの今度新しい案のほうの税率で計算しますと、合計額が25万100円になります。合計しますと34万8,700円。19年度までの税率で、全部国保に入っていましたのと比べますと4万2,100円ほど、世帯合計では、この場合ですと上がるといような計算になります。

いろいろケースがほかにはあるんですけれども、これは上がるケース、あるいは下がるケース等もあるといことでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 326ページなんですけれども、2点ほどお伺いします。

説明欄3の短期人間ドック事業2,567万3,000円、これなんですけれども、19年度と比較して457万9,000円ほど増になっております。大変これも利用者が多いからこの数字に、やはりプラスになって大変いいことだと思いますけれども、19年度の利用者と20年度の見込み、この人数が分かれば、議案第12号にも補正がありますけれども、それをお聞きしたいと思ます。

それと一番下の6番になりますけれども、健康優良家庭表彰事業なんですけれども、これも昨年度とちょっと比較をさせてもらいましたら63万円ほど、微々たるものですがマイナスになっております。この優良家庭を決める根拠、これはどういった根拠で決めるのか。また、報償金については1世帯どれくらいの予算なのかお伺いしたいと思ます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） まず、326ページ、最初の短期人間ドック事業でございますが、前年度は当初予算で400人を見込みました。今年は450人。人数だけじゃなくて、委託料のほ

うの関係なんですけれども、昨年度の予算策定時には1泊2日で例えば6万50円、中央病院のほうに払うお金だったんですけれども、4月1日以降の実施の時期になりまして改定、予算のときにはちょっと間に合わなかったんですけれども、実際4,000円ほど実施の段階で上がってございます、19年度において。その分の差が50人の差と1件当たりの委託料の差が先ほど委員が言われました差でございます。

ちょっとすみません、お待ちください。

それではお答えいたします。世帯数としては430世帯、1件当たりの記念品の費用としては4,000円を見込んでございます。1年間医者にかからなかったというのが主な基準でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今、林一雄委員がお尋ねの健康優良表彰事業、これ430世帯が何か表彰を受けたという説明でございますが、審査基準はどうなっているのかちょっとお尋ねしたいと思いますので、お願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

審査基準と申し上げますより、旭市国民健康保険優良家庭表彰要綱というのがございまして、その要綱に基づいて表彰をしているということでございます。その中身といたしましては、先ほど言いましたように、1年間療養の給付及び療養費の支給を受けていないこと、国保税を完納していること、表彰時において市内に住所を有すること、そういういろいろ基準がございまして、それにのっとりやっているとございまして。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） それでは何か漏れちゃう人ができると思いますが、その場合どういうような対処の仕方をしていきますか。伺いたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 全部で例えば国保の世帯1万5,000世帯くらいありますけれども、その中で1年間医者にかからなかった世帯を表彰するというので、この中で、これまでの実績を見て430世帯を見込んだということでございます、20年度については。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 見込みということで、それなら話は分かります。じゃ前年度は何世帯あったのかちょっとお尋ねしたいと思います。お願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。  
保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 19年度については397世帯でございました。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。  
議案の審査は途中でありますが、ここで3時50分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時50分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第3号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

なお、一言付け加えさせていただきますが、本会議で説明をしていただいた説明以外の補足説明をお願いしたいと思います。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

まず、この会計でございますけれども、後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、平成20年度における老人保健会計での支出は、診療1か月分等とは過去の未済分のみ限定されるものでございまして、その歳入歳出となっているものでございます。

なお、この会計につきましては20年度から3年間でなくなるものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 1点だけお伺いいたします。

ただいまご説明いただきましたように、この事業会計については22年度までの3か年ということで精算事務を行うという、そういった内容だと思いますけれども、20年度については、今手元に資料があるような内容になっておりますけれども、20年度以降については予算的にはどのような措置がとられるのかどうか、あらかじめ方向付けができているものかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 20年度予算につきまして、この20年3月の1か月の診療分あるいは高額医療の関係では1月から3月分の3か月分等が20年度の予算で反映されておりますけれども、21年度につきましては、それらに対応します支払基金からの交付金あるいは国からの補助金、県からの補助金について、あくまでも予算というのは見込みでございますので、実績に基づいた精算が行われます。あるいは過誤納等が発生しますと、それらに対して今後20年度含めて3年間残るということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

365ページをお願いいたします。

1目の後期高齢者医療保険料でございますけれども、3億5,040万円に対しまして、こちらで特別徴収と普通徴収というような形で分かれています。これは広域連合からの指示で、特別徴収については80%、普通徴収は20%で見るというような形で、これは県下全部同じような積算になっております。

続きまして、繰入金でございますけれども、事務費繰入金については、歳出の総務費プラ

ス予備費について一般会計から入れてもらうということでございます。あと保険基盤安定繰入金でございますけれども、これは軽減分に対して市から4分の1、県から4分の3が入るということでございまして、このうち市の分といたしましては2,134万2,000円となるものでございます。

あと3節の療養給付費、繰入金でございますけれども、これにつきましては、療養給付費の11か月分、これの12分の1、3億1,112万9,000円が一般会計から繰り入れされるものでございます。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。

総務費の中の一般管理費、徴収費につきましては、この後期高齢者会計を行っていく上での事務費となるものでございます。

続きまして、368ページ、2款の広域連合の納付金でございますけれども、この一番最初の広域連合納付金の中で保険料納付金というところでございますけれども、4億3,576万6,000円となっております。これは歳入のほうで説明しましたように、保険料の分として3億5,040万円、それに保険基盤安定繰入金の分でございます。それを足したものが4億3,576万6,000円となるものでございます。

あと療養給付費負担金、これは一般会計から入れていただいた市負担分12分の1、それがそっくりこの会計を通して広域連合の会計に流れるものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、今回、初めて会計に載ってくるものでございますが、先ほど来いろいろお伺いしましたが、私自身本当にまだよく理解はしておりません。ただ、先ほども申し上げましたようにモデルケースからいうと若干増えるケースもあるし、場合によっては減るケースもあるということは分かりましたが、あくまでもモデルですから、その辺は実情を見ないとよく分からないという制度になっていると思っております。

今回、この20年度の旭市後期高齢者医療特別会計については、歳入として入ってきたものが、内容的には広域連合に納付金として行っちゃうという、そういう大きな流れだと思うんですが、仮に今、歳入として見込まれている部分というのは保険料、繰入金というのがあります。



ますが、保険料で徴収した収納率、それぞれ掲げておりますけれども、仮に、これは収納率が100%ということは天引きだという判断だと思いますけれども、これが収納が滞ったと、要は納められない人が仮に出ちゃった場合には、それはどんどんどんどん介護保険と同様に出てくるという可能性もなきにしもあらずだということだと思いますが、その場合に徴収率が減ってくるということになった場合に、どのような対応が考えられるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） お答えいたします。

今の国のほうで考えている一つの対策といたしまして、財政安定化基金負担金、それを創設するというのの一つ考えております。内容はどういうことかと申し上げますと、保険料の未納リスク、給付費等リスク等による広域連合の財政影響に対応するため、国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に6年間で2,000億円規模の基金を造成するというのの一つ今考えられている部分でございます。この中で、例えば保険料が思ったより集まらなくて、例えば都道府県のどこだか分かりませんが、財政的に厳しくなったところには、その基金から貸し付けするというような制度を作るというふうに言われております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） そういう説明の中で、2億円という基金を作って安定化基金ということに基づいて貸し付けをするという、それで将来的にこれが、まだスタートしておりませんが、これが恐らく滞納が膨れ上がってきた場合には、今、お話をいただいた国とか県とか広域連合とかという、そういう三者の集めたお金に対して、それではもう貸し付けができないというようなことになった場合には、これは次の考え方としては、当然市町村に来るなという、こんなふうを考えられますけれども、その点はこの制度を導入するに当たって、担当される所管の課長あるいは所管としてどのような検討をされたのかどうか。されていなければされていないで結構ですし、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 6年間で2,000億円の基金というのはちょっと聞いてございます。

今の神子委員が一番心配されているのは、例えばこういう中で、もっと例えば2,000億円で足りないような事態になった場合には、結局その負担が市町村のほうにはね返ってくるんじゃないかと。一つ一番最初考えられますのは、今、広域連合で算定しております保険料、保険料率については一応2年ごとに財政状況に応じて改定していくというような流れになっております。ですから、例えば財政が厳しくなれば、当然保険料率は上がってくるだろうし、その辺がちょっと負担が厳しいということであれば、先ほど言いました財政安定化基金、これをもっと金額を増やした形で造成していかなければいけない。そうすると当然市町村のほうにはかかわってくる問題じゃないかと思えますけれども、こちら辺については、いろいろこの辺についてどういうふうに考えてきたのかと申し上げますと、ちょっと考えていなかった、そこまでは考えていないというふうな正直な答弁でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、本会議の補足説明以外でということですので、それについてポイントだけ説明したいと思います。

お手元の予算書の377ページをお開きください。

ここでは事項別明細書ということで、それぞれ前年度と本年度の予算の構成比が載っています。歳入につきましては、ほとんどがルール分というようなことから、特に変化はございません。全体的な伸びはございますけれども、特徴的なものは、動きはないです。

次の378ページをお願いします。

2款の保険給付費ですが、3.7%の増ということです。これにつきましては、ちょっと最近合併後の旭市の認定率、これの動きで特徴的な動きがありましたので、ちょっとお知らせしておきたいと思えます。

平成17年7月に合併した当時、第1号被保険者の認定者の割合というのが10.9%でした。その後、認定者の割合がどんどん右肩上がりであり続けまして、19年6月に12.1%になっています。その後、5月ぐらいが11.9%なんですけれども、この11.9から現在に至るまで12%前後で認定率がとまってきます。こういう特徴があります。ただし、第1号被保険者い

わゆる高齢化が進んでいますので、分母が上がっていますので、保険料はその分まだ上がってきているという、保険給付費は伸びてきているという状況は変わりません。

それともう一つ、5款の地域支援事業費、これにつきましては18年度から始まった事業ということで、介護保険制度のサービスを受ける前に予防していこうというのがメインの事業です。これにつきましても、包括支援センターがスタートしたということで、本格的な事業が開始になっていますので、事業費が大幅な増になっているという特徴があります。

それから、歳出のほうです。381ページをお願いします。

一番下の繰入金のほうの基金繰入金です。2,000万円ほど見込みました。この結果、2,000万円繰り入れた後の旭市の基金の保有残高、見込みですが、2億8,000万円という金額になります。

それから384ページ、一般管理費の中で一つだけ特徴的なことは、13の委託料で第4期介護保険事業計画策定支援業務委託料、これはご案内のとおり介護保険計画は3年に一度見直すということで、今の計画は20年度で終了します。したがって、21年度から向こう3か年間の保険給付費等を推計し、一番市民に影響のあります保険料等をここで設定していくということになります。

続きまして、394ページをお願いします。

保険給付費のほうにつきましては本会議のほうで説明しましたので、地域支援事業費のほうの予算組みの仕方、1項で介護予防事業費という形で組んでいます。これにつきましては、本会議の中で島田和雄議員の一般質問の中で、答弁の中で説明いたしました事業が三つここにあります。特定高齢者の把握事業が1番、これは生活機能評価を集団健診、特定健診等と併せて行いますよという内容のもの。2番目につきましては、特定高齢者に把握された人たちについての通所型の介護予防事業ということで介護予防拠点に委託して、実際筋トレ等、栄養改善等の事業を行う事業。3番目につきましては、訪問をして専門職種、保健師ですとか歯科衛生士、栄養士などによる訪問事業ということで特定高齢者のほうに回る事業がここに計上されています。

それで、2目ですが、これが一般高齢者向けの予防事業ということですが、事業費の大きいものは4番の高齢者の筋力向上トレーニング事業、これは所管のほうは社会福祉課のほうになります。あさひ健康福祉センターのほうで一般高齢者向けの筋力トレーニング事業をここで実施しています。事業費につきましては、19年度までが週4回でしたものを1回増やすと、週5回ということで事業費が上がっています。

最後になります、396ページ、これが包括的支援事業のほうで3番です。説明欄397ページの3番になります。総合相談支援事業、これにつきましては包括支援センターが高齢者福祉課内に1か所ということで、市民の便ですとか、今までの合併前の1市3町の在宅介護支援センターの取り組み等で地域に根づいた活動等をしていきますので、それぞれ地域ごとに旭市社会福祉協議会、それからやすらぎ園2か所、恵天堂、東総園等々の合計5か所につきまして、引き続いて在宅支援センターの委託をしまして、相談事業等に当たってもらうということになっています。

398ページ、地域支援事業費の中の任意事業ということですが、この地域支援事業が始まる前、一般会計等で実施していました各種支援施策、1番の家族介護用品、これはおむつの事業です。2番の相談員の派遣事業ですとか配食サービス事業等々、市独自の任意事業がこれの中に計上されています。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） この介護関係につきましては、本会議でも毎たび適切な説明と、今も説明がありましたが、ここで特にやはりお伺いしておきたいのは、先ほどもちょっとお話しをしましたけれども、不納欠損並び滞納ということがどうも切り離せない部分がありまして、確かに年々ニーズが高まってきていろいろな事業をやっていただくんですけども、片一方では納められない、あるいは納めないのか納められないのか分かりませんが、そういったこともだんだん増えていくような状況もあります。平成19年度につきましては、現在どのような状況なのかなということについてお示しをいただければありがたいと思います。

内容的には不納欠損、それから滞納分、そういったのがどういう状況にあるのかどうかお願いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 不納欠損の状況から説明いたします。

平成19年度、つまり18年度の不納欠損額になりますけれども629万431円ということで、収納未済額が831万2,213円です。ただ介護保険料の場合、特別徴収の割合、現年度分の特別徴収が天引きですので100%、それと普通徴収の徴収率が今のところ約85%前後で推移してい

ます。そうしますと、現年度の保険料賦課分の約98.5%が収入として入ってくるというような状況で、先ほど介護保険事業計画のほうも料金設定等を考えるということで、かなりの収納率を見込みながら料金設定ができるといったようなことがありますので、そんなに滞納の金額が大きくなって運営できなくなるというようなことは心配していません。それと同時に、後期高齢者の場合には都道府県単位ということで、破産した場合等々の話がありましたけれども、介護保険の場合は市町村単位ですので、余計に保険料が払えなくなるというようなことがあるとまずいわけです。したがって、やはり都道府県単位ごとに財政安定化基金等がありまして、3か年間の保険給付費の0.1%分を3年に振り分けて、毎年そこに拠出しているといったような予算を組んでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 379ページの介護保険料、これは本会議でも別の会計でお伺いいたしましたが、過年度分の普通徴収保険料、これが収納率が14%ということで20年度スタートを切るような積算をされております。平成19年度は15%ということで、本会議の答弁をお伺いして考えられるのは、実数値に合わせているという判断が付きませんが、この1%下がっているということについてはどのようなお考えで、収納率を説明の欄に書いてあるような状況になったのかどうか、この点確認のためにお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 委員おっしゃるとおり、確実な数字を見込みして14%ということに直しているんですけども、実はこの滞納繰越分に関しましては、年金が18万円ない方が普通徴収に回るわけです。その中で本当に、先ほど税務課長がおっしゃっていましたが、我々も戸別訪問をしたり休日徴収したり回る中で、本当にない方がほとんど、伺っただけというケースが本当に少ない。その中でもらっている中で、当然介護保険料を納められない方については、給付費の制限を受けたりとかペナルティーがあるわけです。それらのことも説明をしたりしては言っているんですけども、家はお世話にならないという方もたくさんいます。実際に滞納されている方が介護サービスを受けなくちゃならないような事態になって、納めたいと言っても不納欠損で流れちゃいますので納められない。これは、むしろ市民のほうに非常に不利な、かなり厳しいペナルティーになっていきますので、向こう数年間は実費を何割か負担しなくちゃいけないよとか、そういったような厳しいペナル

ティーがありますので、その辺もPRしていきながら上げていきたいなと思いますけれども、14という数字については、確実な数字を見込みしております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第11号の社会福祉課の関係する部分につきまして補足の説明を申し上げますが、まず、14ページをお開きいただきたいと思うんですが、歳出のほうからご説明をさせていただきます。

3款1項2目20節の扶助費でございまして、説明欄の1の福祉タクシーの利用料でございしますが、これにつきましては、年度当初よりも利用率が高くなったことによりまして不足が生じておりますので、ここで増額をさせていただくものでございます。

それから、説明欄2の自立支援給付事業、これにつきましては、年度末の決算見込みによりまして、それぞれ給付費が減額となりますので、今回5,639万9,000円を減額するものでございます。

歳入について申し上げますと、それら自立給付の関係を受けまして、9ページでございすけれども、13款の国庫支出金の部分でございしますが、障害者自立支援給付費負担金という部分で、2億1,110万6,000円の増ということでございしますが、これはその下の国庫支出金の関係の一番上の欄の自立支援給付費統合補助金、これと科目を組み替えまして、さらに先ほど歳出の際に減額になる旨をご説明させていただきましたので、それらを調整させていただいております。

なお、この組み替えの関係につきましては、10ページの県支出金の中の1項の県負担金の部分と、それから2項の県補助金の部分、それぞれ支援関係、ここに載っておりますが、これもやはりただいまの説明のとおりでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課からご説明申し上げます。

歳出、14ページから15ページです。

4款1項4目の環境衛生費の説明欄1番、負担金補助及び交付金、これは東総地区広域市町村圏事務組合負担金のものですけれども、ごみ焼却施設の候補地の白紙化による環境アセスメントなどの中止によるものの確定額でございます。

続いて2番、合併処理浄化槽設置促進事業、これも申請基数の確定によるものでございます。通常型が38基の減、転換分、これは県単独分のものですけれども、4基の減によるものです。

これに合わせて歳入のほう、9ページに戻ります。9ページは13款2項2目の衛生費国庫補助金、これをおのおの3分の1ずつの負担ということになりますので、国庫補助金がマイナス356万3,000円の減で、10ページが県補助金でございます。同じく356万3,000円の減、あともう一つ2番、生活排水対策浄化槽促進事業補助金、これは転換分ということで、単独浄化槽からの転換、あとくみ取りの転換、これも申請基数の減、当初30基から23基の7基の減によるマイナスということで、83万5,000円補正しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課の関連で補足説明を申し上げたいと思います。

17ページ、歳出でございますけれども、小学校費、中学校費においてそれぞれ事業が確定したことに伴い、執行残を今回減額補正をしたいということでございます。小学校は大規模改造事業で4校でございます。その執行残ということでございます。

なお、中学校でございますけれども、大規模改造は干潟中で500万円程度の減額、次に2番は、海上中の解体事業でございます。これが3,460万円の減額ということでございまして、あと3番は、第二中学校の屋体と校舎とそれぞれ合わせまして1,600万円程度の減額を事業の確定に伴いお願いするものでございます。

これに伴いまして、10ページに国庫補助金の補正をお願いしてございます。けれども、歳出では減額をお願いしたんですけれども、歳入はプラスになってしまうという補正を今回お願いするところでございますけれども、大規模改造等につきまして、当初単価費用を低く抑えて歳入の見積もりをしたため、今回決算によりまして、それを上回る交付金が決定された。それに伴い1億4,000万円程度の増額補正をお願いするところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 5ページをお願いします。

繰越明許費のほうでございます。民生費の老人福祉費で地域密着型サービス拠点等施設整備事業3,391万8,000円、これの繰り越しでございますが、事業の内容ですが、定員29人の小規模特別養護老人ホームです。事業主体がやすらぎ園、場所につきましては、干潟地先にあります第2やすらぎ園ですか、その隣接地の建設するものです。この事業費につきましては、全額国庫補助金、それを市の会計をそのままトンネルというような形で支出するんですが、事業が終わらないということで変更申請が出ましたので、今回繰り越しさせていただくものでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。

まず、5ページのただいまご説明をいただきました繰越明許費の関係で、民生費関係については全額国庫補助ということで、やすらぎ園の内容ということで説明がございました。年度内に終了しないということですが、これは簡単で結構ですから理由については、何か特段問題があったのか、あるいは問題がないのか、問題があるとすればどういった内容なのかどうかという、繰越明許にした理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、教育費の関係でも載ってございますので、簡単で結構ですから二中の関係の校舎改築事業、これの繰越明許についてもご説明をいただきたいと思います。

次に15ページですが、合併処理浄化槽の説明をいただきましたが、今回減ということになりました。これは当初見込んだ内容よりも、かなりあるものについてはできなかったということですが、ニーズとしてはどうなのでしょう。当初予定を組んだ合併処理浄化槽についてニーズがなかったのか、それとも必要性がないとか理由とかあると思いますけれども、見込み違いなのかどうか、あるいは該当すべきものがあるけれども見送ったのかどうか、その辺について理由をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、5ページの繰越明許の関係、地域密着型のほう、



繰り越しした理由ということについて説明したいと思います。

やすらぎ園側のほうから私のほうで説明を受けていますのは、農振農用地区域の除外、これは県でやるんですが、年に2回しかないということで、この除外が去年から申請していたんですが、今年になってからの除外ができた。さらに、農地転用のほうが19年7月になってしまったということで、その間、用地買収等で所有者が亡くなって相続が重なってしまった。その後に農地転用後に、これ福祉貸付資金等を借りるんですが、それらの手続でもやはり相当時間がかかっているというようなこと、それで、秋に来まして第1回目の入札をしたんですが、これも不調に終わったということで、2回目の入札が今年に入ってやっているということで、それらのもろもろの理由で、今年度内にはどうしてもできないということで報告を受けています。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほど繰越明許費の補足説明を忘れてしまいました。

3億3,427万8,000円の繰越明許をお願いしてあるところでございますけれども、当初、19年度で4割の工事費を予定しておりまして、現実に予算としてはその9割、36%の予算化をしております。ただ、いろいろ入札等に時間がかかったりということで、その半分程度しか仕事ができないだろうということで、しかも前金払いで1社だけ、1億2,100万円程度のお支払いをしてあるということでございまして、それ以外の支出がないということになってしまいました。したがって、4億5,600万円から前金払いの1億2,100万円を引いた残りの3億3,427万8,000円をこの際繰り越しをさせていただいて使わせていただきたいということでございまして、ここには国庫補助金も8,300万円程度一緒に付けて繰り越しをさせてもらおうと、そういったことでございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、合併処理浄化槽の減の理由でございます。平成19年度当初の算定基数は、国・県等にこのくらいあるだろうという平成17年度の5か年計画に基づいた基数を19年度当初出していたものが、実質16年度末においては、そこまでの基数がなかったという形が主な理由でございます。したがって、20年度は実数値に合わせた基数で申請してありますけれども、19年度は計画見込数でやった結果が、差があったという形でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、再質疑させていただきます。

繰越明許費の関係につきましては、まず民生費の関係は、今お話のように入札の関係あるいは用地の買収の関係で遅れたということについて、手続上、担当課のほうとしてはやむを得ないという判断をされたと思いますけれども、確認をしたいと思います。そういったことで、何ら手続上、問題ないのかどうか。

それから、教育費の関係につきましては、入札の関係があったということと前払い金の支出、残りの分という、これについては国庫補助金も含まれているということで、手続上、繰越明許というのはやむを得ずという部分もありますけれども、それについて、今回計上されている繰越明許費については手続上問題ないのかどうか、これで2点確認をさせていただきます。

それから、15ページの合併処理浄化槽の関係で、そうしますと、まず19年度当初については平成17年から5か年計画によった計画によって盛り込んだものが、結果的に今回の結果になったということで、20年度については実数値というそういった位置付けの基に予算を組んだという、そういう内容だと思います。そうしますと、幾つあって幾つ減ったのかどうか。さっき若干基数については伺いましたけれども、この際ですから、幾つ見込んだものが幾つになったということでお示しいただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 手続上問題ないかということでございます。先ほど申し上げましたとおり100%国庫補助金、県と相談しながら繰り越しの手続をしておりますので、手続上、特に問題はございません。ただ厳密にいきますと、計画上、早くでき上がれば地域密着のサービスを受けられる人たちが、その分早く受けられるというようなことがありますので、厳密にいきますと計画値よりも若干遅れるというのは事実でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

お尋ねの繰越明許について問題がということでございますけれども、繰り越しには事故繰り越しということもございますけれども、今回それではなくて、繰越明許ということでお願いしてあるところでございますけれども、その定義からいきまして、財政ともご相談申し上げ

げまして問題はないのかなということ、このように手続をとらせていただきました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、当初と現在とといいますか、補正後の基数でございます。

通常型、これは新設分です。当初140基を見込みました。実績が102基です。続いて、転換分です。これは5人槽が当初15基が14基、7人槽が13基が9基、10人槽が2基が3基、そのような形です。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第11号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1目財政調整交付金1,173万9,000円につきましては、国の交付金の確定に伴うものでございまして、内容といたしましては、中央病院の医療相談事業、直診整備事業としてレントゲン装置2台の購入等が入っているものでございます。

続きまして、県支出金の財政調整交付金でございますけれども260万円、これにつきましては国保診療施設分の交付金の確定に伴い補正するものでございます。中央病院本体が200万円、飯岡の診療所が30万円、滝郷診療所が30万円の内容となっております。

続きまして、9款の繰入金でございますけれども858万7,000円、これにつきましては、基盤安定繰入金あるいは財政支援化事業繰入金、額の確定に伴うものでございます。

10款繰越金でございますけれども、これは歳入不足分についてを計上したものでございます。

続きまして、8ページでございます。

11款諸収入、5目雑入でございますけれども、人間ドック自己負担収入、これにつきましては、人間ドックの1泊2日の料金が6万10円から6万4,050円に改正になった関係で、自

己負担分につきましても9,000円から9,600円と600円ほど上がっております。その関係で増額補正するものでございます。

続きまして歳出でございますが、9ページ、一般管理費につきましては電算システムの修正業務委託料、20年度法改正対応にかかわるものでございまして105万円、保健衛生普及費の1,533万6,000円につきましては、繰出金から支出するための科目更正によるものでございます。

続きまして、6款の保健事業費でございますけれども219万1,000円、先ほど歳入のほうで申し上げました人間ドック委託料、これが費用が6万10円から6万4,050円に上がったものによるものでございます。

続きまして、諸支出金、3目償還金でございますけれども、精算による返還金でございます。これは平成18年度の国からの療養給付費負担金を返還するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

9款の諸支出金、直営診療施設勘定等繰出金でございますけれども、これにつきましては、滝郷診療所分等に繰り出すものの30万円、あと先ほど申し上げました医療相談事業、レントゲン装置の購入の施設整備分あるいは診療施設分等につきまして、病院事業会計へ繰り出すためにここに計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 1点だけお伺いいたします。

9ページ、総務管理費の中の一般管理費ですが、105万円の委託料がありますが、これは具体的にはどのような委託をしたものなのかどうか、ご説明をいただきたいと思います。

以上、1点だけです。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） このシステム改修は20年度法改正に伴うもので、調整交付金にかかわる部分でございまして、それが105万円、その分全額が国から補助金で入ってくるものでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、調整交付金ということでシステムの修正ということですから、ソフトを変えるということによろしいんですか。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） ソフトを変えるものでございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について。

この案件につきましては本会議でも補足説明を申し上げているところでございまして、医療制度改革に伴い老人保健制度が後期高齢者医療制度となるために、新たに制定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 1点だけお伺いしますが、これまでの議案の中でも議論がありましたように、旭市としてはこの事務に携われる方が3名という、そういったふうになっていますね。この条例が可決した場合に事務の煩雑化というのが一番嫌いますよね、当然。そういった意味で、申請の受付並びに徴収事務というのがトータル的には説明があったと思うんですけども、そういったことで、これまでと違った分野になりますけれども、その辺の事務に携わる方々のこれからの業務というのはどのくらいの量かというのは分からないと思うんですけども、事務量としてはどういうふうに判断しておりますでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） お答えいたします。

ただ老人保健会計が給付のほうでございましてけれども、20年3月分、老人保健特別会計のほうは1か月分の診療費の関係がありますけれども、どうしてもいわゆるこの制度が始まる

4月、これにつきましていろいろ問い合わせ等、例えば新たな高齢者医療制度でございますので、高齢者の方々がいろいろ問い合わせあるいは苦情等があるかと思っておりますけれども、これにつきまして、人員的には確かに今の3人、変わらないんですけれども、それについては十分、高齢者の方に迷惑をかけないようにやっていく所存でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第21号で社会福祉課のほうにつきましては、飯岡福祉センターと、それからあさひ健康福祉センターの使用料の件につきまして、この説明につきましては本会議で補足説明を財政課長のほうから詳しく申し上げましたけれども、具体的には、きょう委員の皆様にも配布をさせていただきました新旧対照表がございますので、これをご覧いただければと思います。

新旧対照表の1ページと2ページ、これが今回の改正前、それから改正後のそれぞれの内容でございます。あくまでもこの改正に当たりましては、合併前の利用料金がなかなか調整ができていなかったということと、それから合併後いろいろな施設の使用料、手数料、それらの利用者負担の不公平感をなくするというようなことで、今回、こういう改正をさせていただくものでございます。

なお、これらにつきましては、市民への周知、それらを考慮しまして7月1日から施行すると、そういうことで一部改正を行うものでございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課のほうでは新旧対照表に載っていますけれども、変更のほうでは海上健康増進センター、いいおかけんこうセンターと載ってございますけれども、改正理由につきましては、今、社会福祉課長が申し上げましたとおり、全く同じ理由で改正するものでございます。

それで、ちょっと詳しい内容といいますか、改正のほうの案をご覧いただきたいんですけれども、別表第1で、その1中の健康増進センターの使用料の中で市内の運動施設の中で一般、高校生の区分をして1回当たり、1か月当たりに設定したその料金の設定に当たりましては、施設の規模、設備の状況等を勘案して、また総合体育館等を参考にして設定いたしま

した。それと、海上健康増進センターのほうが議案質疑で出ていたんですが、プールが設備されているということからも、経費がかかるということで、一般の1回当たりの使用料を400円、1か月当たりを2,000円として、いいおかけんこうセンターは、その半額の一般を1回当たり使用料200円、1か月当たりは1,000円と設定いたしました。高校生につきましては、それぞれ一般の半額とし、市外料金については、また逆に5割増しといたしました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第21号について、質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） この前、各市の施設の使用料、手数料のほうが、たしか100万円ちょっとですが若干値上げになるような試算だったんですが、今回も若干何か値上げになるんじゃないかなと思っていますが、そこら辺どんなふうに考えての設定なのか、ちょっと答弁いただければありがたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 値上げと申しますのは、単価的な、1日当たりとか1か月当たりとか、そういう部分での値上げということなんでしょうか。それとも全体の使用料の増額になる部分というような、そういうとらえ方、いずれなんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員、ちょっと説明をもう一度お願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 私が尋ねているのは、前回は町の体育館だとか運動場だとか、そういう部分を年間して総合的にプールにしますと、何か1,000万円余りの値上げだったそうなので、今回のこの改正によって、またそういう福祉センターとかトレーニングルーム、これ年間トータルして合算すると幾らくらい値上げになる試算かなということをお尋ねしています。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、いいおかけんこうセンターにつきましては、これは実際、今現在はほとんど無料の方が多いものですから、30数万円しか利用料はちょうどいしてございません。それが実際に今度120万円程度利用料はご負担いただくような、そういう形になっております。

それから、あさひ健康福祉センターのほうでございますけれども、こちらにつきましては、確かにここで団体利用の部分で若干数字が変更になりますが、これらはどちらかといいますと、パークゴルフ場に合わせまして営業時間を拡大するというようなことで、その辺での利用料は増額になります。しかしながら、これは当初予算書の中にその部分は正直見えておりません。と申しますのは指定管理料の部分で、入場料は相殺をした中で指定管理料を支払う、そういうような予定になっておりますので、福祉センターそのものの会計の中ではそれが出てくるんですが、ここではその部分の数字は出ておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 私が尋ねているのは、市全体の使用料がだいたい幾らくらい見込んでいるか、改正後の差額、そこら辺の部分をお尋ねしたと思っているんですが。

○委員長（柴田徹也） 向後委員に申し上げます。今の質疑は、これによってどのぐらいの収入が増になるかと、要するに実質的な値上げになるかということを知りたいわけですね。ただし、今説明になったのは、ここで指定管理料と相殺になるので、その辺が出ないということ言われている。

海上がまだ答えられていないそうでございます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、増進センターのほうでご説明申し上げます。

現行のほうを見ていただきますと、海上、飯岡も同じように備考欄で一応無料ということになっております。それと2時間を超えた場合に有料だったんですが、2時間以内であれば無料という文言がありまして、実際問題だいたい2時間以内が多くて、2時間を超えた場合でも時間をいちいちはかって、実際には2時間を超えた場合にも徴収は現実いただいております。ですから、今回の改正により、実質全部収入が値上げというふうな形になるかと思えます。

予算書を見ていただければ、先ほど歳入の場合には海上の健康増進センターが75万7,000円、いいおかけんこうセンターの使用料が年間で10万7,000円と、両方合わせて86万4,000円の年収を見込みさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何か自分らで、今説明を聞きますと、さまざまな施設が一応値上げだと



今説明を受けました。また前回、去年グラウンドだとか体育館だとかさまざまな施設がやはり年間合算して1,000万円余り値上げになってきました。合併を振り返ってみますと、合併の時のテーブルについての条件だとか何かは、サービスは高いところに合わせる、負担は低いところに合わせると、これが何か全然尊重されていないような改定になっていますが、このところどう考えて判断に至ったのか説明願いたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは、私最初に申し上げましたように、確かに委員おっしゃられますようにサービスは高く、負担は低くという、そういう合併時のお話がありましたけれども、実際に合併をしてみますと、同じような施設を利用している利用者の皆さんが、片方の施設についてはほとんどご負担をいただいている。そして、もう一つの施設については利用料金をいただいている。そういうような状況というものは、どう見ましても不公平感というものはそこに存在しますので、それらの利用者の負担という部分をより公平に判断させていただいた中で、今回改正をお願いするものでございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） うちのほうの施設も全く同じ考えでございます。

---

○委員長（柴田徹也） おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

---

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分は、何か前回のグラウンドとかの手数料等々でも、やはり市の増収にならないで今まで上がってきた使用料の中でならしていただければ、なるほどなど分かりそうな気もするんですが、何か何だかんだ、旭市だから不公平感なくというような説明でし

たが、何かどうも負担が全体に高くなっちゃっているなみたいな感じがちょっとするもので、そういうふうを感じないような改定の仕方がなかったかなと。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 確かにそういう感は、これは否めない事実でございますが、この対照表をご覧くださいますと、飯岡福祉センターにつきましては、現行の使用料でも原則200円はちょうどできると、そういう状況になっているんですが、実際にはその下の備考にございますように、高齢者の皆さん、それから身障者の皆さん、こういう皆さんの利用については無料だということで、はっきりここでうたわれてしまっております。しかしながら、利用の状況を見てもみますと、ほとんどの方が高齢者の方々の利用になっております。そういうことと併せまして、もう一つは、私どものほうはあさひ健康福祉センターというもう一つ同じような施設を抱えております。規模も建設年度、それぞれ違うわけですが、それらとの調整をじゃいかに図るかということで、今回この改正案のように1日、原則一般の方には200円は負担していただこうと。そして、月決めの会員も制度を設けましょうというようなことで、こういう料金体系をとらせていただいておりますが、200円が高いのか安いのかという問題の基準は、先ほど申し上げましたように、あさひ健康福祉センターの使用料そのものがもう400円ということで決まっております。これに対して、飯岡福祉センターはどうなんだということで、具体的に検討した結果がこの200円ということになったものでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分は、行政はどちらかといえば住民サービスが、同じお金だったらいかにできるかと、何かそういうことが求められているんじゃないかなと思いますので、課長の説明も言わんとすること分かりますが、何かできるだけ住民により高いサービスができるよう努力していただきたいと思います。

以上、答弁ありません。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、議案第21号につきまして2点ほどお伺いいたします。

これは本会議でも質疑がありましたけれども、まず一つには、今までなかったものが加わっているということを考えた場合には、小学生、中学生、高校生、これが現行ということと

対比をしてみますと、改正案は飯岡福祉センター、海上健康増進センターには記述されておりません。いいおかけんこうセンターも含めてそうですね。あさひ健康福祉センターについては、現行は記述されているということがありますので、この小学生、中学生、高校生という飯岡福祉センターの区分並びに健康増進センターの区分、一般、高校生ということでこれを入れた理由についてはどういふことでしょうか。

それから、2点目ですが、真ん中にあります健康増進センターの中で1回当たり一般が400円というふうになっております。飯岡福祉センター並びにあさひ健康福祉センターについては、1日当たり200円あるいは400円という表示になっております。これについて、健康増進センターの1回当たりというこれについては、議論の中でどういう議論があったのかどうか。誤りなのか誤りでないのか、検討の結果についてもお示しをいただきたいと思ひます。

以上、2点。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ただいまの区分の係ににつきましてご説明をさせていただきますが、まず、私ども飯岡の福祉センターとあさひ健康福祉センター、この区分はどうするかということの中で、その基準にしたのは、あさひ健康福祉センターの区分を基本的には基準に考えました。それで、高校生があさひ健康福祉センターについては一般と同じ400円をちょうだいする、そういうような内容になっておりましたけれども、高校生はまだ経済的にもまだ十分なそういう状況にないわけですので、これは小・中学生と高校生は一緒にしたほうがいいだろうということで、一般の半分というそういう区割りを考えたものでございます。

それで、その区割りと合わせまして、飯岡の福祉センターもその区割りの中でそれぞれ単価的なものをこういうふう決めさせていただいたという、そういうことでございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） うちのほうの小・中学生の区分がないというのは、これは小・中学生のころから激しいトレーニングというのは身体の発育上、まだやはり使わせないのがいいだろうと健康上の問題から、前からはこれは、建てたときにそういう判断がなされているものでございます。

それと、2点目の1回当たりということでございますけれども、この検討というのは、先ほどもあまり今まで無料だったものがいきなり高く感じられてはしようがないと。というの

は2時間使っても3時間使っても1回当たりの利用はもう400円、これはあさひ健康福祉センターも1日200円ということから、うちのほうは1回当たり。それで、もう一つの理由は人件費増というのを認められないのと、受付事務で時間等をいちいちチェックする人までは、先ほど歳入でご説明させていただきましたけれども、86万4,000円で人件費が逆にそれよりかかっちゃったら、使用料を取るというのもちょっとそれはまずいと、それで食堂にあるような券売機を設置するように予定しております。

その人件費の問題もあるということで、1回当たりの券売機で対応させていただくように、そういうふうに検討をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今、券売機というお話がありましたけれども、あさひ健康福祉センターにも券売機がありますよね。ですから1回ということが、例えば1日いた場合には、その人はどうなりますかということの裏側です。要はこの施設は、1回ということが使用上オーケーなのか、1日ということが当てはまるのかどうかという、そこの検討がどうであったかどうかということなんですよ。

要は改正案ということで、二つの施設は1日当たり幾ら、ということは1日いてもいいということですよ。それで、健康増進センターについては、この施設は1回当たりのほうがいいということで、この区分の中の1回当たり、あとは1か月当たりというふうになっていますけれども、1回当たりということのほうが懸命な措置なのかどうか、そこなんですよ。もしも1日当たりということがよければ、これについては出したものは修正ということが必要なんですけれども、その辺はもう少しよく検討していただいて、利用しやすいようにということに考えられることがあるのではないかなという思いで今質疑をしています。

ですから、その辺のところについてどうなのかどうか。利用状況も含めて1回当たりがいいのか、1日当たりがいいのかどうか、その辺の検討がされたのかどうかということの質疑でございます。ですから、券売機についてはあさひ健康福祉センターのほうは、今券売機でやっています。これが事実です。海上健康増進センターも券売機でやるということは、これが1回なのか1日なのか、その点です。お願いします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） うちのほうは1日ということも、最初はそういう話もあった

んですけれども、ただ運動をしていて1日ずっと健康増進センターにまずはいられないだろうというのが一つあります。あさひ健康福祉センターの場合には中で飲食ができます。ですから1日食べたり、休んでそこにずっといることはできると思いますけれども、増進センターは飲食禁止です。ですから、そういうことはまず考えられないだろうと。多分午前9時から12時、3時間もやったら一応お昼か何か食べに帰らなければできないのかなど。そういうこともあって、入館ということで1回出たら、もう一度券売機で買っていただくようにという考えの趣旨でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 社会福祉課長にお尋ねします。

あさひ健康福祉センターで利用された方が途中で帰りますと、また来たいという時にはどうされていますか。もう一度券を買って中に入るか、そういった例はないということなのか。参考までにちょっと、事例はどうなんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 厳密に申し上げますと、健康福祉センターの場合には入館料的な形でちょうだいをしておりますので、一度出てしまいますと、もう一度券を買っていただくということが原則になるわけなんですけど、たまたま何か1日グループで利用していて、朝から夕方まで何かの行事や何かで福祉センターを利用させていただいていたという中で、家でちょっと用事ができちゃって、間ちょっと抜けますというような方に、じゃ入場料をもう一回お買い求めいただくのかということになりますと、それは現実的にはやっていないわけでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 私が今なぜ聞いているかといいますと、お互い共通認識を持ちましょうということなんです。本会議でも議論がありまして、無料がいいか、要は今回の改正がいいのかどうかという議論もありましたけれども、要は1回ということが市民の方にも認識していただくということからすれば、なるほどなというような議論がなくちゃいけないですよ。そのために今伺っていますので、悪意があって言っているわけではございません。ですから事例を介して今、質疑をさせてもらっております。

そうしますと、この1回当たりという表現のほうが妥当だなというのが分かりますよね。

要は1日そこにいられないというか、もう自分で用を足したら帰るんだということが日常的にやってきたので、1回ということに表示をしましたよという、そういった認識に立つことがいいんだよなということを感じました。

あとは小学校・中学校並びに高校生の方、特に海上の健康増進センターについては、トレーニングということからすると、小学校・中学校は適していないというか、あえて体を傷めてしまうということからすると、区分としてはこういう区分がいいよということで、そうしますと、改正された場合には利用していただくかなくちゃいけないというふうになりますよね。ですから、所期の目的が達成するように啓蒙、啓発にぜひ取り組んでいただいて、いい使い方ができるように、その辺は十分考慮していただいて取り組んでいただくようお願い申し上げます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 22号の児童遊園の関係でございますが、これは本会議でも申し上げましたように、消防器庫が建設されましたことによりまして、その公園の残地を公園として利用する、そういう機能はもう失われておるということで、地元の区長さんにご理解を賜りまして、今回廃止をするものでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第22号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 確認の質疑をさせていただきます。

18年度末に消防庫ができたという本会議で説明があって、地区の同意をいただいたという説明がございました。ここは旭児童遊園の一つでございますね。それについては、必要性があって児童遊園を作ったということを裏返しすれば、なくなったということからした場合に、児童遊園というものがどこで効果を得ることができるのかなということをちょっと考えました。確かに消防庫が設置されたということについては、地元の同意のもとに児童遊園の残地

にできたということですがけれども、その辺のところについては、市としてはどのように確認しているかどうかお伺いをいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 正直申し上げまして、もともとこの土地が幾世区というところに実行組合という昔、実行組合制度があった時のその実行組合の方々が持っておられた土地を旧海上町の時代に市のほうへ寄附を受けまして、それでそこへ代わりに公園を作ってくれということで、公園のスタイルをとってきたわけですが、今回、これも幾世区のほうの選択とすれば、どちらを選択すべきかということで悩んだとは思いますが、消防器庫が本当に県道際に15坪ぐらいの土地のところに器庫がただ作ってありまして、団員の皆さんが訓練はじめ緊急事態に集まりますと、その県道の所へ全部縦列して駐車をしないと団員の機能が果たせないというような、一種変わったところに器庫がありましたもんですから、どうしてもそういうスペースをとれる所へ、駐車スペースをとれる所へ器庫を移したいんだということで、幾世区のほうでは、そこの公園の土地しかないという、そういう選択をされました。

それで、私どものほうとすれば、それは消防の話であって、児童遊園の機能そのものについては、これは今現在それに代わるものというものは正直ございません。ですから、また児童遊園にできるような、そういう適地等も区のほうの協力をいただきながら確保できればなという、そういう考え方でおります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今答弁ありましたけれども、私は児童公園を作ってくれということはいませんので、要は本会議でも出ていましたけれども、旭市は旭全体が緑の町だから、全部自然だよと、それを生かしたほうがいいんじゃないかという内容の質問もあったみたいですがけれども、有効利用ということから考えた場合には、やむを得ない措置なのかなというようなことは言えます。

ですから、児童遊園については区の方々の懸命な判断ということがあるとなれば、近くにある公園とかを利用して伸び伸びとしたものもいいなと。これは蛇足になりますけれども、今回の条例については廃止に伴うということですから、一応蛇足ですがけれども、所見を申し上げます。

以上で質疑を終わります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第23号につきまして、補足して説明を申し上げます。

現行のこの条例によりますと、第2条第2項第2号に老人保健法によって老人医療費の支給を受けられる者については、この条例によるところの医療費の助成を受けることができないんだという、そういうことになっております。しかしながら、現在も老人保健法そのものが変わっておりまして、実際には基本的な加入者の皆さんは、ほかの健康保険に加入されている方と同じように3割負担が基本になっておりますので、今回、それらに該当をしなくなったということでございますので、この2行を削らせていただくものでございます。

なお、旭市で老人保健の加入者であって、20歳未満の者を扶養しているひとり親と、そういう方はございません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第24号について、補足説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表をご覧になっていただきたいと思っております。第24号と書いてあるものでございます。

最初の第2条でございますが、国保運営協議会委員の定数の削減となりますが、被用者保険等保険者を代表する委員の設置基準が改正となり、旭市では新基準を満たせなくなることから削るものでございます。

続いて第4条でございますが、第1号と第2号については、乳幼児の医療費に係る対象年



齢を3歳未満から6歳到達年度いっばいに引き上げるものでございます。

続いて、次の第3号でございますけれども、満70歳以上の方の医療費にかかわる一部負担金を1割から2割に引き上げるというものでありますが、この部分につきましては、国の施策で1年間凍結される見通しとなっております。

続いて第4号でございますが、満70歳以上の方であっても、一定額以上の所得のある方の一部負担金は3割負担であるということであり、文言の整理となっております。

第5条でございますけれども、国家公務員共済組合法においては、出産育児一時金の支給の解釈に準じて、葬祭費も行うという文言の追加であり、第6条の葬祭費については、ほかの医療保険者でも支払えるものについては、国保会計からは支払わないというものであります。いわゆる二重支給はしないということでございます。

最後に第8条でございますが、健診事業が各医療保険者に義務化されることから、それに対応した文言の改正となっております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第24号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、健康管理課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、議案第25号について補足説明申し上げます。

新旧対照表ご覧いただきたいと思っております。

現行の第6条の使用者の範囲ですが、第1項が使用者の範囲、第2項が使用の許可となっておりますので、整理し改正するものでございます。

次に、改正案のほうですけれども、ご覧いただきたいんですが、第6条の使用の範囲を使用の許可に改め、使用できる者を本市に住所を有する者に限っていたものを他の施設に合わせ、市外の者にも利用できるように改正いたしました。

次に、第7条として使用の制限を設けました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課の説明は終わりました。

議案第25号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(柴田徹也) 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、学校教育課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長(及川 博) それでは、補足説明を申し上げます。

先日も申し上げましたが、学校教育法等の一部改正に伴いまして、その学校教育法の大幅な条項移動が生じたことによりまして、同法を引用する二つの条例について改正を行うものでありますが、具体的に申し上げますと、旭市立小学校設置条例の第1条に学校教育法第29条の規定により市に小学校を設置するという部分がございます。この学校教育法の第29条の内容がそのまま同じ内容で第38条に移行したものによるものでございます。中学校につきましては、その準用規定ですが、同様のものがございます。

以上です。

○委員長(柴田徹也) 学校教育課の説明は終わりました。

議案第28号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(横山秀喜) それでは、議案第33号の資料のほう、新旧対照表のほうと、きょう配りました一覧表のほうを併せて準備お願いしたいと思います。

本会議の補足説明でも説明しましたとおり、激変緩和の制度を19年度で終了するものを20年度まで延長するということとなります。新旧対照表のほうは2項までが19年度でしたので、3項に20年度を加えたというようなことになっています。

最後の表をご覧ください。

これで一つの例だけちょっとお話をさせていただきますと、例えば第5段階のすぐ上のところを見てください。上のところでは税制改正に伴う第3段階からの激変緩和の措置の対象者となっています。本来は、税制改正がなければ第3段階だった人という意味です。この人

の場合ですと、第3段階のところを見ていただくと2万6,550円で0.75、つまり基準額よりも25%割安の保険料が設定されるべき人なわけです。収入が同じにもかかわらず、税制改正があったために第4段階になっちゃう人と、そういう意味です。

この人のケースですと、18年度の場合には1.00にしないで0.83、19年度の場合は0.91にしますよというのが今までの一部改正でした。今回、20年度は本則の賦課になりますので1.00になるものを、右側の矢印、19年度と同じように0.91の割合で賦課しますと、そういう内容になります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第33号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

健康管理課長。

○健康管理課長(小長谷 博) それでは、海上の保健センターの窓口業務について申し上げます。

海上の保健センターについては、保健師と看護師合わせて現在4名配置しておりますが、この4月より窓口業務に必要な1名を海上支所に配置し、ほかは旭市保健センターに集約して業務の効率化を図ることといたしました。海上保健センターでの予防接種や健診事業については従来どおり行うものでございます。

以上でございます。

○委員長(柴田徹也) 学校教育課長。

○学校教育課長(及川 博) 1点、ご報告を申し上げます。

内容は、先の全員協議会でご報告をさせていただきました2チャンネルの掲示板への犯罪予告の件についての追加報告でございます。

前回、犯罪予告の後に2月17日、再度2チャンネルの掲示板に「あす、千葉の小学生を無差別に殺す」という犯罪予告の書き込みがありました。連絡が翌日の2月18日の午後3時ごろであったため、早急に市内小・中学校、総務課等に対しパトロールをお願いするとともに、

教育委員会におきましてもパトロールを実施、事故の防止に努めました。今回も犯罪発生、事故には至りませんでした。2度にわたり犯罪予告がありましたので、教育委員会では児童・生徒の登下校の安全確保のため、しばらくの間以下の対応をするよう依頼しました。

小学校においては、児童の下校は集団下校または複数下校を実施する。児童の下校後は職員などによるパトロールを実施する。中学校においては、生徒の下校は複数下校を実施する。生徒の下校後は教職員などによるパトロールを実施する。

なお、今回の事件の概要及び各学校の対応を周知していただくため、各学校より通知文書の配布もお願いしたところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課から1点ご報告いたします。

前回の12月の常任委員会で景山委員より出されましたスポーツ合宿等で市内へ宿泊し、体育施設を利用する場合は優先的に使用できるようとの件でございますが、現在、市では総合計画の中にも位置付けしてございますとおり、交流の里づくりの中の一つとしまして、野球、サッカー、卓球などのスポーツを通じ、都市との交流や地域内の交流が盛んな活気あふれるまちを目指し、取り組んでいるところでございます。

このようなことから、市外の団体がスポーツ合宿等で市内大会施設を使用する場合は、次のように取り扱っております。

1点目として、予約についてですが、市内のスポーツチームとの交流を目的に利用する場合は、市を通し優先予約ができます。

なお、単独で練習などで利用する場合は2か月前からの予約となります。

2点目として、使用料についてですが、通常市外の利用は市内料金の5割増しでございますが、スポーツ合宿等で市内宿泊施設を利用し体育施設を使用する場合は市内料金扱いで行っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） すみませんけれども、お願いいたします。

旭市で国体の卓球が開かれる、これは大変いいことです。それで、今、旭市内の各施設に運動場もある所も含めて、AED、心臓マッサージ器が設置してあるかどうかちょっとお尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） AED、自動体外式除細動器だと思います。生涯学習課の施設では、総合体育館、市民会館、海上公民館、干潟公民館、いいおかユートピアセンターに設置してございます。

なお、設置年につきましては、総合体育館は18年8月、その他の施設については平成19年8月に設置しております。

なお、道具があっても使えなければ何もなりませんから、実は19年のたしか8月末、この設置した後、生涯学習課のほうでは、それらの器械の取り扱いの講習等は全員受講しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 健康増進センターについても去年消防署に、公の運動施設については、支所とかは消防署のほうで設置していただきました。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） あさひ健康福祉センターにおいても設置はしてあります。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 小・中学校におきましては、残念ながら現在のところ配置してある学校はございません。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 学校のほうも、前向きにひとつ考えていきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ほかにお聞きしたいことがございましたらどうぞ。

ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。



---

陳情の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、陳情1件の審査を行います。

社会福祉課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 5時42分

再開 午後 5時43分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情についての1件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、社会福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、参考として申し上げますが、現在、旭市におきまして被爆者手帳を所持している方は34人いらっしゃいます。しかしながら、原爆症としてこの制度で認定を受けておる方は1人もいらっしゃいません。

それで、実際のところ被爆者もだんだん高齢化してまいりますし、病気等健康を害しているケースが多いわけでございまして、それらのケースが被爆に起因をしているというふうには被爆者の皆さんは考えるんですが、なかなか国はそれを原爆症という因果関係を認めないということで、実際に全国的に見ますと1%程度の方しか原爆症には認められていないと、そういう状況がございます。いずれにしましても、今回原爆症の認定を国のほうで制度的に、抜本的に見直しをしていただくという、それが趣旨でございます。

たまたま近隣の市町はどういうような陳情の状況になっているのか、その辺も調べてみましたら、近隣では香取市のみ提出をされております。それで、銚子市、匝瑳市、成田市、東金市、これらの市にはございません。

これは私個人的に感じるところなんです、千葉県原爆被爆者友愛会という県の組織がご

ざいまして、それぞれの役員の皆さんがいらっしゃいます。その役員さんのそれぞれの住所地へどうも陳情等をされている、そういうようなことではないかということでございまして、現に八千代市、それから勝浦市、この2市につきましては12月の議会におきまして採択をし、既に意見書を提出しておると、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第1号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらどうぞ。

神子委員。

○委員（神子 功） 今回、陳情を出されている方は地元旭の方でございまして、今の説明にもありましたように、被爆手帳を持っている方が34名というふうに説明がありましたし、今、手元にも被爆者の人数等について千葉県下の状況をいただいているところであります。そういった意味で、3月10日については、これとは別件ですけれども東京大空襲ということで、8月以前に大変な空襲に遭い、全国各地でもそれによってまた被害を受け、結果的に原爆投下という形になりました。

そういったことで、もう60数年たっておりますが、今回、陳情書が出されておりますのは、先ほど言いましたように旭市の在住者の方々でございまして。そういった意味で認定の状況を早くしてほしいということの陳情内容から見ますと、やはり旭市議会としても意見書を出して、十分審査をしていただいで国でも取り組めるようにしていただくことが懸命かと思えます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退室してください。大変ご苦勞さまでございました。

休憩 午後 5時49分

再開 午後 5時51分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

陳情の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して採決を行います。

陳情第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○事務局長（宮本英一） それでは朗読いたします。

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）

原爆被害者は、現行の原爆症認定制度を被害の実態に即した制度に抜本的に改めることを求めている。

原爆被害者が熱線・爆風・放射線による広範囲で、かつ長期に及ぶ複合的な被害であり、なお医学的にも未だ、未解明な部分の多い被害であることを踏まえ、被害者各人の実態に即した認定行政に改めることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、陳情第1号の原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

---

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時53分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也